

第三次
愛川町一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月

愛 川 町

目 次

第1編 計画の基本的事項

第1章 計画改定の背景	1
1. 計画改定の趣旨	1
2. 国・県の動向	2
第2章 基本的事項	11
1. 愛川町の概要	11
2. 計画の位置づけ	13
3. 計画期間	15
4. 計画の構成	18

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題	21
1. 人口や産業の動向	21
2. 将来人口	24
3. ごみ排出量と原単位	25
4. ごみ処理の現状	28
5. ごみ処理の課題	45
第2章 計画の目標	47
1. 基本理念	47
2. 町民・事業者・行政の役割	49
3. 重点目標	51
第3章 目標達成への取り組み	56
1. 重点施策	56
2. 具体的施策	57
3. その他ごみ処理に関する取り組み	75
4. 施策体系一覧	79

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画策定の背景	83
第2章 生活排水処理の現状と課題	84
1. 生活排水処理の現状	84
2. 生活排水処理体系	86
3. 生活排水処理の課題	92
第3章 計画の目標	93
1. 基本目標	93
2. 町民・事業者・行政の役割	94
3. 基本方針	95
4. 生活排水処理目標と処理形態別人口の見通し	96
第4章 目標達成への取り組み	97
1. 重点施策	97
2. 具体的施策	98
3. その他生活排水処理に関する取り組み	102
4. 施策体系一覧	104

第1編 計画の基本的事項

第1章 計画改定の背景

1. 計画改定の趣旨

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、限りある資源の大量消費と大量廃棄型の社会を形成し、結果として、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など深刻な環境問題を招くことになりました。これらの問題に取り組むため、私たちは、廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成のため、3Rなどの資源生産性を高める取り組みを一層強化していくことが求められています。

本町では、平成25年3月に「愛川町一般廃棄物処理基本計画」を改定し、適正処理にかかる取り組みを推進した結果、ごみの排出量は、現行の細分別化収集開始前の平成23年度14,509 tに比べ、平成29年度は、13,199 tと約9%減少し、1人1日当たりのごみ排出量についても平成29年度の目標値924.6 g/人・日に対し、実績は903.8 g/人・日と減量化目標値を達成するなど一定の成果が得られました。

この間、世界的な資源制約の顕著化に伴い、さらなる廃棄物等の発生抑制や再使用の必要性が高まるとともに、有用金属の回収やプラスチックごみの削減が重要視されるほか、国内では、地震活動の活発化や豪雨災害など大規模自然災害が頻発化・激甚化するとともに、首都直下地震や南海トラフ地震の発生に伴う大量の災害廃棄物の発生が懸念されるなど、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しております。

このような社会情勢の変化とこれに対応した廃棄物の循環的利用等に関する各種法令等の制定や計画、さらには第二次愛川町一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度の達成状況を踏まえ、一般廃棄物の処理の現状と課題を明らかにし、循環型社会形成のさらなる推進に向けた取り組みについて、長期的な方向性を示し、ごみの減量化や再生利用（リサイクル）、し尿の適正処理の実現を目指した、新たな計画の策定を行うものです。

2. 国・県の動向

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の制定を契機として環境に配慮した循環型社会の形成に向け、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。また、国際的な取り組みとして平成 27 年（2015 年）9 月に採択された「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」※では、2030 年の達成を目指して、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられ、廃棄物に関するターゲットとして、世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、食品ロスの削減を図ることなどが掲げられています。

このほか、昨今、廃プラスチックによる海洋汚染の問題がクローズアップされるなど、新たな環境問題への取り組みとしての脱プラスチックへの転換などが求められています。

こうした中、県では、平成 30 年（2018 年）9 月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組み、2030 年までのできるだけ早期にリサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すなど、地球規模の問題に向き合い、さらなる循環型社会の実現に取り組んでいます。

図 1-1 に循環型社会形成の推進に向けた法体系を示すとともに、表 1-1 に廃棄物処理・リサイクルに関する国の方針・県の計画等の経過を示します。



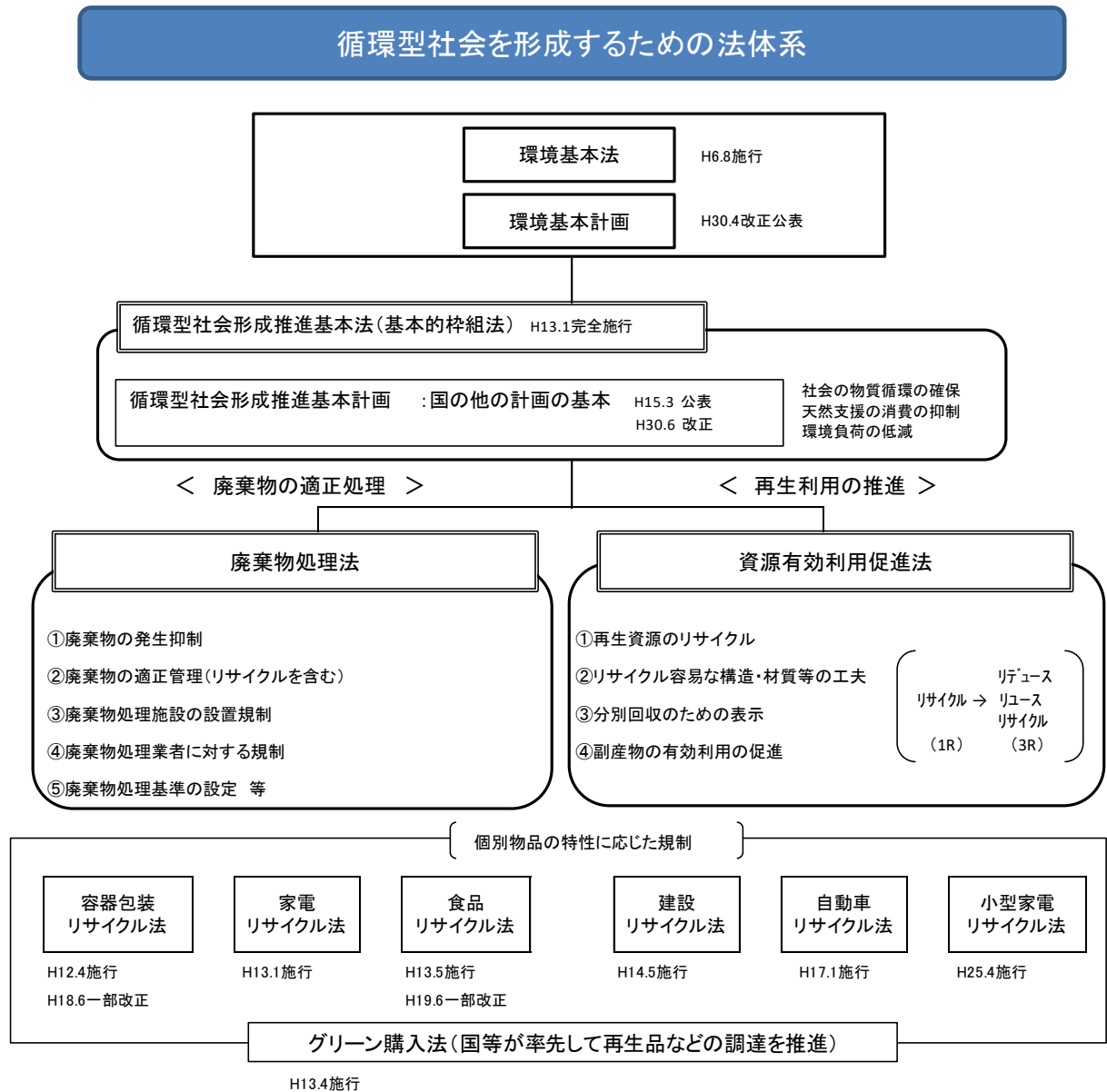


図 1-1 循環型社会を形成するための法体系

表 1-1 廃棄物処理・リサイクルに関する国の方針・県等の主な方針及び計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成24年 4月	第四次環境基本計画(国)
平成25年 5月	第三次循環型社会形成推進基本計画(国)
平成25年 6月	ごみ処理基本計画策定指針の改定(国)
平成26年 3月	災害廃棄物対策指針策定(国)
平成28年 1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
平成28年 3月	神奈川県環境基本計画(神奈川県)
平成28年 3月	厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画 改訂(組合※1)
平成28年 3月	ごみ中間処理施設整備基本計画(組合)
平成28年 9月	ごみ処理基本計画策定指針の改定(国)
平成29年 3月	神奈川県循環型社会づくり計画改訂(神奈川県)
平成29年 3月	神奈川県災害廃棄物処理計画策定(神奈川県)
平成30年 3月	災害廃棄物対策指針改定(国)
平成30年 4月	第五次環境基本計画(国)
平成30年 6月	第四次循環型社会形成推進基本計画(国)

※1 組合：厚木愛甲環境施設組合

1) 国、県の達成目標

① 国の達成目標

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成28年1月に定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を徹底した上で、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。

また、循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画が平成30年6月に閣議決定され、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させ、持続可能な社会づくりとの統合的取り組みについて将来像が描かれ、取り組みに対する目標年次などの指標が示されました。

国の数値目標を表1-2、図1-2に示します。

表 1-2 国の数値目標

項 目	廃棄物処理法基本方針
ごみ排出量	平成24年度に対し、平成32年度において約12%削減
再生利用率	平成24年度の約21%から、平成32年度において27%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、平成32年度までに約14%削減

出典：廃棄物処理法基本方針（平成28年1月）

項 目	循環型社会形成推進基本計画
1人1日当たりのごみ排出量	2025年度 → 約850g/人/日
家庭系食品ロス量	2030年度 → 2000年度の半減

出典：循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

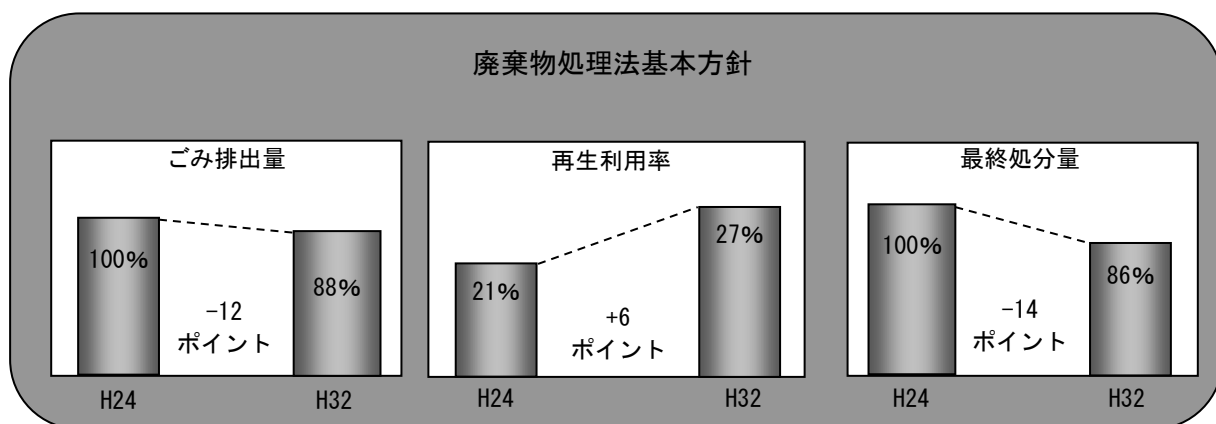


図 1-2 国の数値目標

② 県の達成目標

神奈川県では、平成29年3月に「神奈川県循環型社会づくり計画」を改訂し、「廃棄物ゼロ社会」を基本理念に掲げ、廃棄物をめぐる最近の動向や再生利用率に係る目標等を追加しています。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められています。数値目標を表 1-3、図 1-3 に示します。

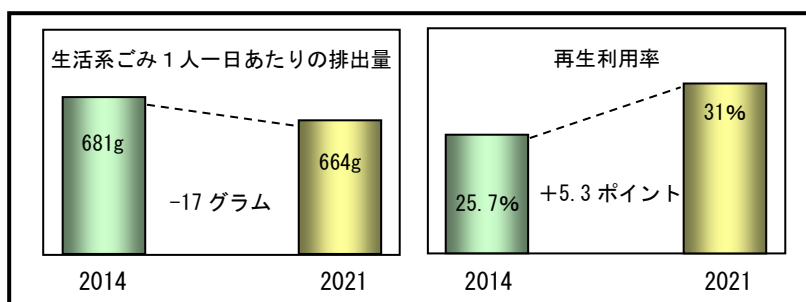
基本理念「廃棄物ゼロ社会」

- 私たちは、限りある資源や一度損なわれると回復困難な地球環境のもとに暮らしています。私たちが享受する豊かさを将来の世代にも引き継ぐには、豊かさの源である天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作っていく必要があります。
- そのためには、県民及び事業者や行政が環境の保全に配慮し、もの・資源を大切にし、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者の責任だけでなく、製品の製造者等も一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方も取り入れた循環型社会を実現する必要があります。
- 循環型社会では、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような「廃棄物ゼロ社会」を目指すことになります。つまり、循環型社会の最終目標が廃棄物ゼロとなります。
- 廃棄物ゼロの実現には3R（スリーアール）に取り組む必要があります。最初に取り組む「R」は、廃棄物の排出そのものをできる限り減らすこと（排出抑制：リデュース（Reduce））、次いで、不要となったものでも使えるものは、できるだけ繰り返し使うこと（再使用：リユース（Reuse））、最後に、繰り返し使えないものは、資源として活用すること（再生利用：リサイクル（Recycle））を進めます。
- 資源の循環に当たっては、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広げます。また、廃棄物を処分する場合は、できるだけ自らの地域で適正に行います。
- さらに、地球温暖化防止に寄与するため、低炭素社会を目指し、廃棄物の焼却処分時の熱回収など、廃棄物をエネルギー資源としても利活用していきます。そして、エネルギーの地産地消を進め、安全安心を前提に、廃棄物の適正利用を進めます。

出典：神奈川県循環型社会づくり計画（平成 29 年 3 月）

表 1-3 県の数値目標

項	目	2021 年度(平成 33 年度)目標値
生活系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量		664g/人・日
一般廃棄物の再生利用率		31%



出典：神奈川県循環型社会づくり計画（平成 29 年 3 月）

図 1-3 県の数値目標

③ 組合の達成目標

本町では、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定されたことを受け、厚木市及び清川村とともに「厚木愛甲ブロック」としてごみ処理広域化に取り組むこととなりました。この3市町村で、平成15年12月に「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画」を策定し、この広域化基本計画に基づき、平成16年4月に厚木愛甲環境施設組合を設置しました。また、平成28年3月には、「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」を改訂したところです。

この実施計画における数値目標を表1-4に示します。

広域化の基本方針

(1) ごみの発生抑制に係る方針

ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）、不用品の再利用（Reuse：リユース）、ごみの再生利用（Recycle：リサイクル）という「3R」に重点におき、組合及び構成市町村が適正に一般廃棄物进行处理する体制を確保するとともにそれらに対する施策を充実・展開していきます。

(2) リサイクルに係る方針

資源ごみの回収率を高めるとともに、新たに資源化の可能性のある品目についても積極的な取り組みを検討していきます。

さらに新たな中間処理施設稼働後、組合は焼却残渣等の全量資源化に努めてまいります。

(3) 収集及び運搬に係る方針

構成市町村で今後も引き続き行うこととします。

(4) ごみ処理及び処分に係る方針

広域処理開始までは、引き続き現状の体制で実施しますが、広域処理開始後は、資源ごみの資源化については構成市町村ごとに行います。

(5) 余熱利用に係る方針

新たな中間処理施設では、積極的に余熱を回収して発電を行い、施設内での利用、余剰電力は、電力会社への販売など効率的な活用方法を検討していきます。

(6) 施設整備に係る方針

新たな中間処理施設は、焼却灰を熔融処理するための施設は設置せず、焼却灰を資源化します。

また、大規模災害が発生した場合は災害廃棄物の一時保管機能を備えた防災拠点となる施設とします。

出典：厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画より抜粋

表 1-4 組合の数値目標

構成市町村	目標	
厚木市	減量化目標	平成32年度までに平成14年度比30%を削減(家庭系ごみ、事業系ごみ)
	資源化目標	平成32年度までに40%を資源化(家庭系ごみ)
愛川町	減量化目標	平成22年度における原単位952.3g／人・日を基準として
		平成29年度に、924.6g／人・日以下(約3%減)
		平成34年度に、904.9g／人・日以下(約5%減)
	資源化目標	平成22年度における資源化率20.5%を基準として
		平成29年度に、26.5%(約6.0ポイント増)
		平成34年度に、27.2%(約6.7ポイント増)
清川村	減量化目標	平成30年度までに平成10年度比16%を削減
	資源化目標	平成30年度までにごみ排出量の40%を資源化

注：目標年度について、今後、国の方針や構成市町村の減量化・資源化の実績等を踏まえ、中間処理施設整備基本計画の策定に合わせて新たな目標を検討していくこととする。

出典：厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画（平成28年3月）

第2章 基本的事項

1. 愛川町の概要

1) 位置・地形

本町は、神奈川県中央北部に位置し、都心から 50km 圏内、横浜から 30km 圏内にあります。町の西部には、丹沢山塊の東端にあたる仏果山を最高峰とする山並みが連なり、東南部は相模川と中津川にはさまれた標高 100m 前後の台地が広がっており、中央部がくびれているため、ひょうたん形の地形となっています。山と川に囲まれた、自然と調和した美しい緑豊かな町です。



図 1-4 本町の位置

2) 将来都市像・環境像

本町は、中津川の悠久の流れに臨む豊かな美しい自然の恵み、惜しみなく捧げられた先人達の英知と努力、そして住民の活力を財産として発展してきました。

これらの財産を大切にし、豊かな自然は、世代を超えて引き継がれ、常に新たな創造性を持ってあゆみ続けていく必要があります。

愛川町総合計画では、将来にわたって住民に愛される愛川町をめざすべき姿として、将来都市像を「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」と定めています。その基本方針の1つとして「安全で安心して暮らせるまちづくり」をあげており、快適な生活環境向上のため、ごみ・し尿の収集体制の効率化をはかるとともに、ごみの減量化や再資源化を進め、資源循環型社会の構築を目指すこととしています。

本計画は、愛川町総合計画に基づく都市像を具体化するための廃棄物にかかる総合的な取り組みを定めるものです。

《本町の将来都市像》

「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」

《まちづくりの目標》

- ◇ 自然と調和した快適なまちづくり
- ◇ 安全で安心して暮らせるまちづくり
- ◇ 健康でゆとりとふれあいのまちづくり
- ◇ 豊かな人間性を育む文化のまちづくり
- ◇ 多彩な産業の活力あるまちづくり
- ◇ 確かな未来を拓く協働のまちづくり

《本町の環境像》

「人に会い、自然に逢い、地球に愛」

- ◇ 自然とふれあえるまち
- ◇ 暮らしやすいまち
- ◇ 資源・エネルギーが循環するまち
- ◇ 環境を考え、実践する町民が集うまち

2. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項及び愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月30日条例第20号）第3条に基づき策定する計画で、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、一般廃棄物発生量の見込みのほか、減量化や再生利用に係る具体的な施策や目標値を定めるものです。

本計画の位置づけを図1-5に示します。

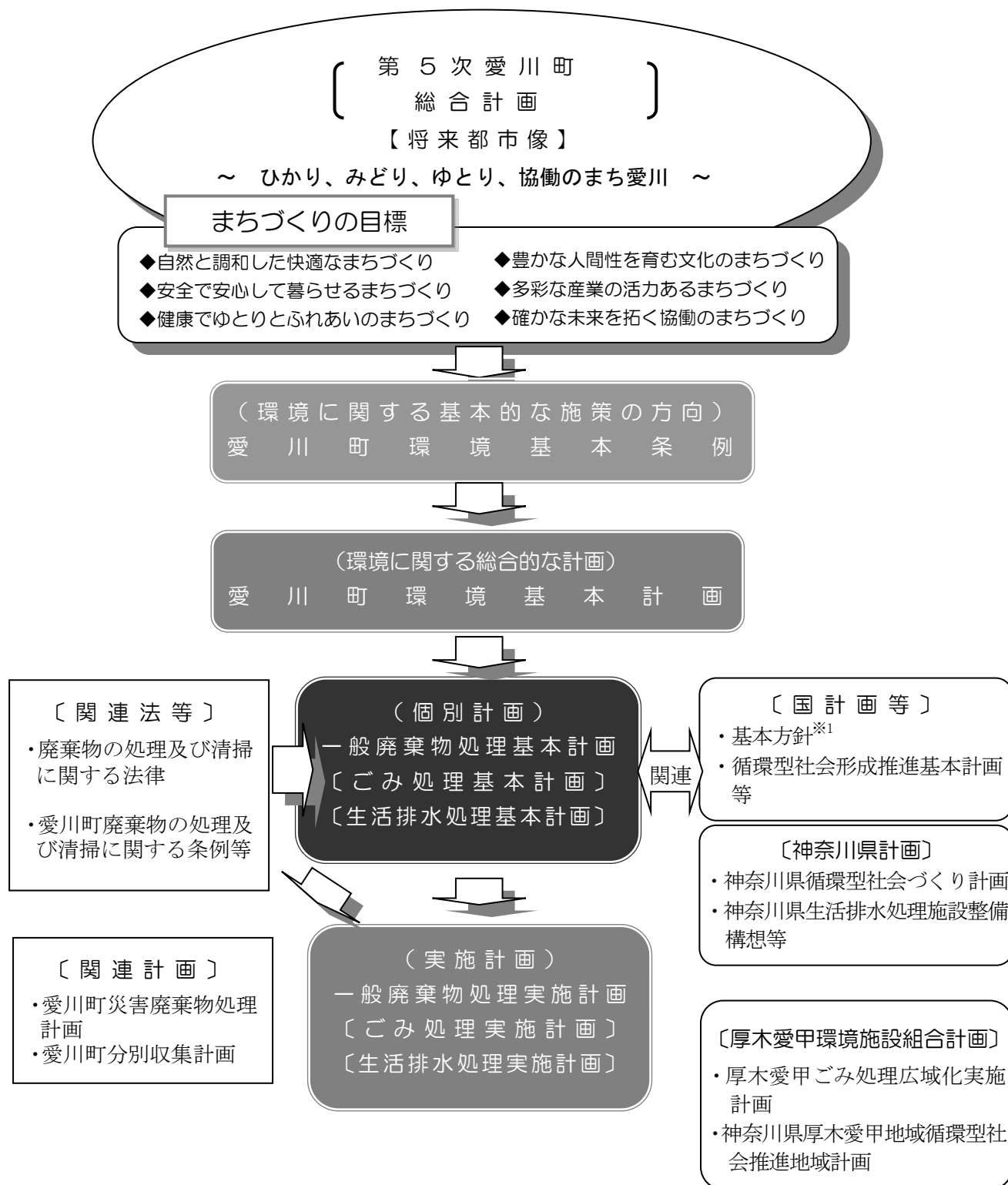


図 1-5 計画の位置づけ

※1 基本方針：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

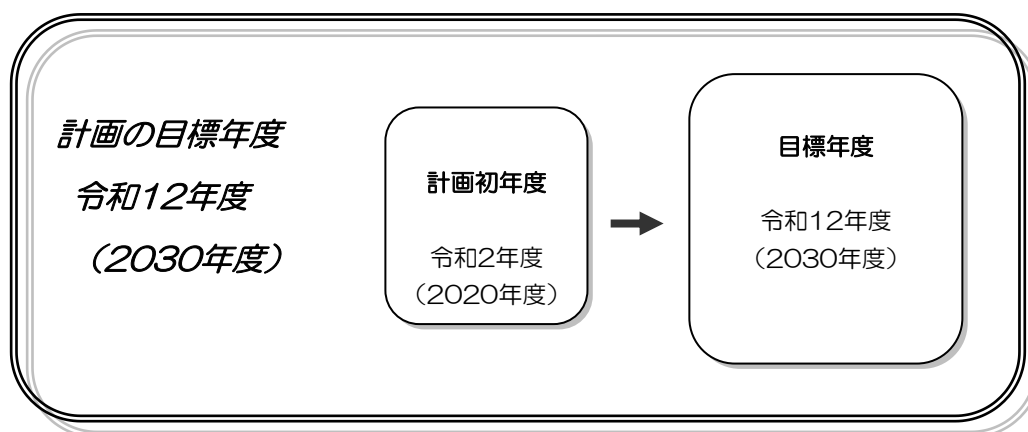
3. 計画期間

1) 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、11年後^{※1}の令和12年度を目標年度とします。

なお、本計画は、計画策定の前提条件等に大きな変更があった場合には、数値目標や重点施策などについての達成度や計画の進捗状況を踏まえ、見直しを行うものとします。

また、計画を推進していくため、様々な取り組みについての状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていくものとします。



※1 国際的な取り組みとして、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の目標年度が2030年度のほか、循環型社会推進基本計画における目標年度が2025年度であることを踏まえ、中間目標年度を令和7年度(2025年度)、目標年度を令和12年度(2030年度)の11年間に設定。

2) 計画の点検、見直し、評価

本計画は、循環型社会を形成するための基礎となる計画であり、P l a n（計画の策定）、D o（施策の実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより継続的に点検・評価、見直しを行う必要があります。

そのためには、計画の推進状況を施策ごとに毎年点検し、目標達成に向けた取り組みの状況や目標の達成度についての評価や問題点について整理する必要があります。

これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、環境行政を取りまく社会情勢も日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れるとともに、住民並びに事業者の取り組みや活動を把握し、寄せられた情報や意見についても十分検討し、必要に応じて本計画及び実施計画の見直しを行います。

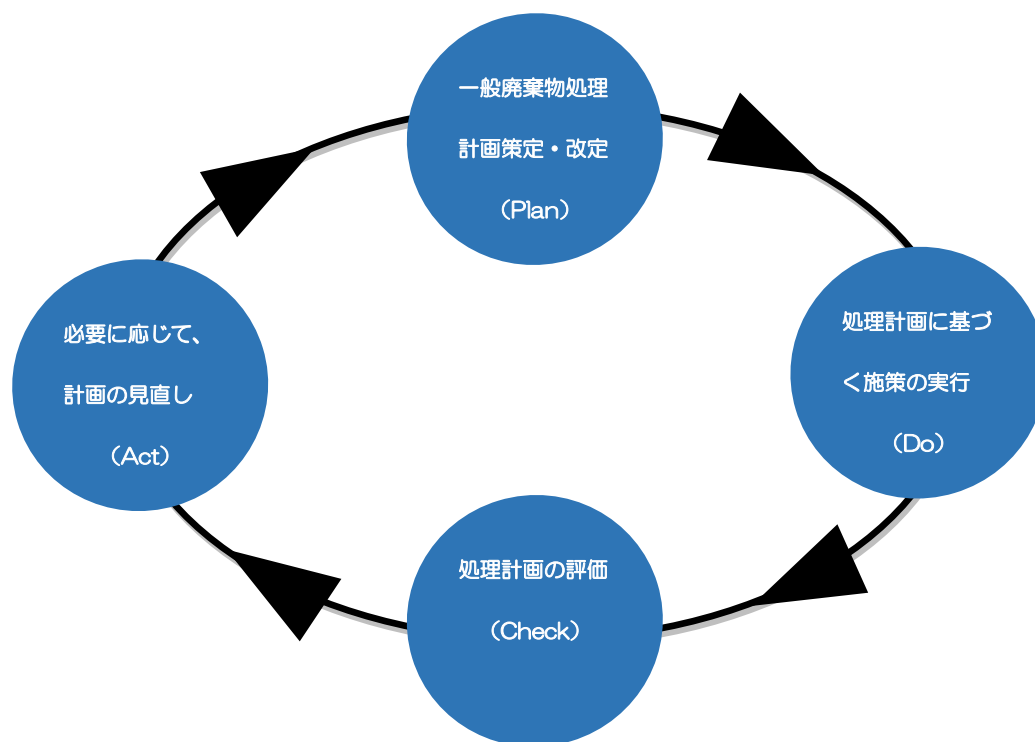


図 1-5 一般廃棄物処理計画における PDCA^{※1} サイクル（イメージ図）

出典：ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月改定）

※1 PDCA：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（見直し）の4つのステップを繰り返すことによって、事業を継続的に改善する手法。PDCA サイクルを常に上に伸ばし続ける「スパイラルアップ」の考え方が主流である。

年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
・具体的な取り組み (住民・事業者・行政) ・推進状況の把握 ・推進状況の評価 ・次年度の目標と課題	・重点施策等の検討 ・関連事業、計画との連携 ・国、県との連携

4. 計画の構成

計画の構成は、表 1-5 のとおりです。

表 1-5 計画の構成

第1編	計画の基本的事項
第1章	計画改定の背景
1.	計画改定の趣旨
2.	国・県の動向
第2章	基本的事項
1.	愛川町の概要
2.	計画の位置づけ
3.	計画期間
4.	計画の構成
第2編	ごみ処理基本計画
第1章	ごみ処理の現状と課題
1.	人口や産業の動向
2.	将来人口
3.	ごみ排出量と原単位
4.	ごみ処理の現状
	(1) ごみ処理フロー
	(2) ごみ減量化・再生利用
	(3) ごみ質分析結果
	(4) 収集・運搬
	(5) 中間処理
	(6) 最終処分
5.	ごみ処理の課題
第2章	計画の目標
1.	基本理念
2.	町民・事業者・行政の役割
3.	重点目標
	(1) 減量化・リサイクル
	(2) 収集・運搬
	(3) 中間処理
	(4) 最終処分
第3章	目標達成への取り組み
1.	重点施策
2.	具体的施策
3.	その他ごみ処理に関する取り組み
4.	施策体系一覧
第3編	生活排水処理基本計画
第1章	生活排水処理基本計画策定の背景
第2章	生活排水処理の現状と課題
1.	生活排水処理の現状
2.	生活排水処理体系
3.	生活排水処理の課題
第3章	計画の目標
1.	基本目標
2.	町民・事業者・行政の役割
3.	基本方針
4.	生活排水処理目標と処理形態別人口の見通し
第4章	目標達成への取り組み
1.	重点施策
2.	具体的施策
3.	その他生活排水処理に関する取り組み
4.	施策体系一覧

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状と課題

1. 人口や産業の動向

1) 人口・世帯の概況

本町の人口の推移を表 2-1、図 2-1 に示します。

表 2-1 本町における人口・世帯推移（各年1月1日）

単位：人

年 区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口	41,829	41,524	41,323	41,601	41,382	40,818	40,271	40,362	40,120	40,008
世帯数	15,625	15,728	15,895	16,117	16,282	16,224	16,166	16,124	16,209	16,445

出典：統計あいかわ（各年1月1日）

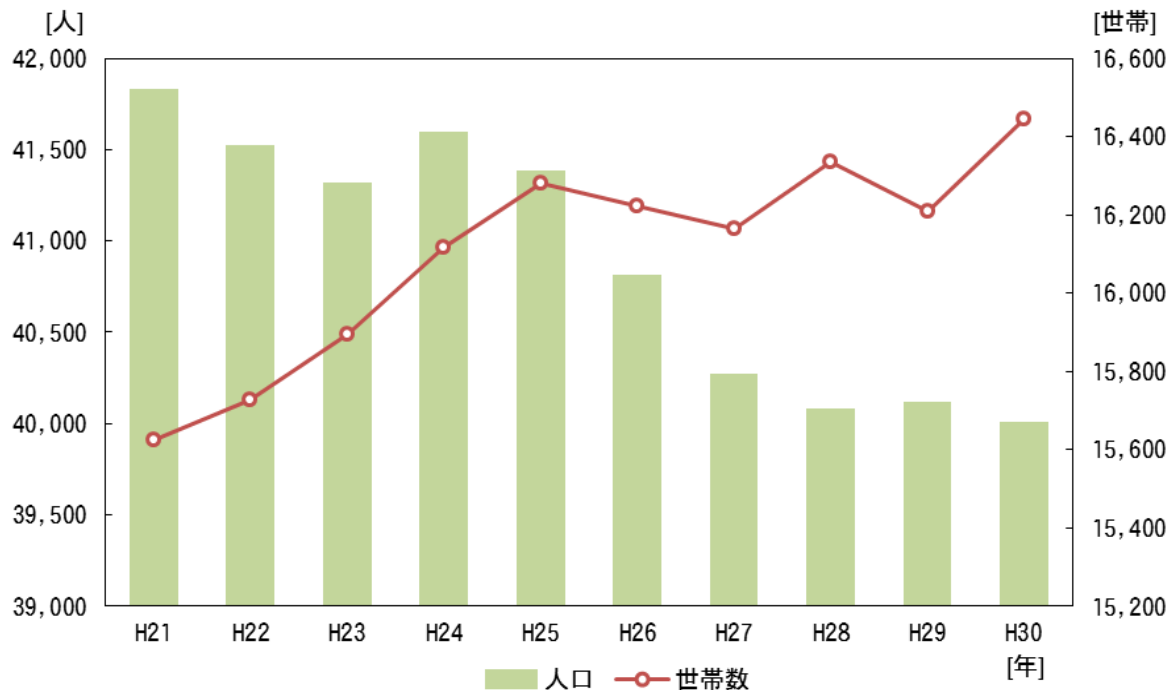


図 2-1 本町における人口・世帯の推移

2) 年齢別人口

年齢別人口の推移を表 2-2 に示すとともに平成 29 年における年齢階層別人口比率を図 2-2 に示します。少子高齢化が進んでいることが伺えます。

表 2-2 年齢別人口の推移

単位：人

区分 年	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年齢不詳
		(0～14 歳)	(15～64 歳)	(65 歳以上)	
H12	42,749	6,880 (16.1%)	30,987 (72.5%)	4,882 (11.4%)	0 (0.0%)
H17	42,032	6,058 (14.4%)	29,529 (70.3%)	6,445 (15.3%)	0 (0.0%)
H22	42,089	5,596 (13.3%)	28,634 (68.0%)	7,796 (18.5%)	63 (0.2%)
H27	40,343	4,655 (11.8%)	24,294 (61.5%)	10,526 (26.7%)	868 (- %)

平成 27 年総人口には年齢不詳を含んでいるが、年齢区分別の構成比は年齢不詳を除いて算出している。

出典：国勢調査

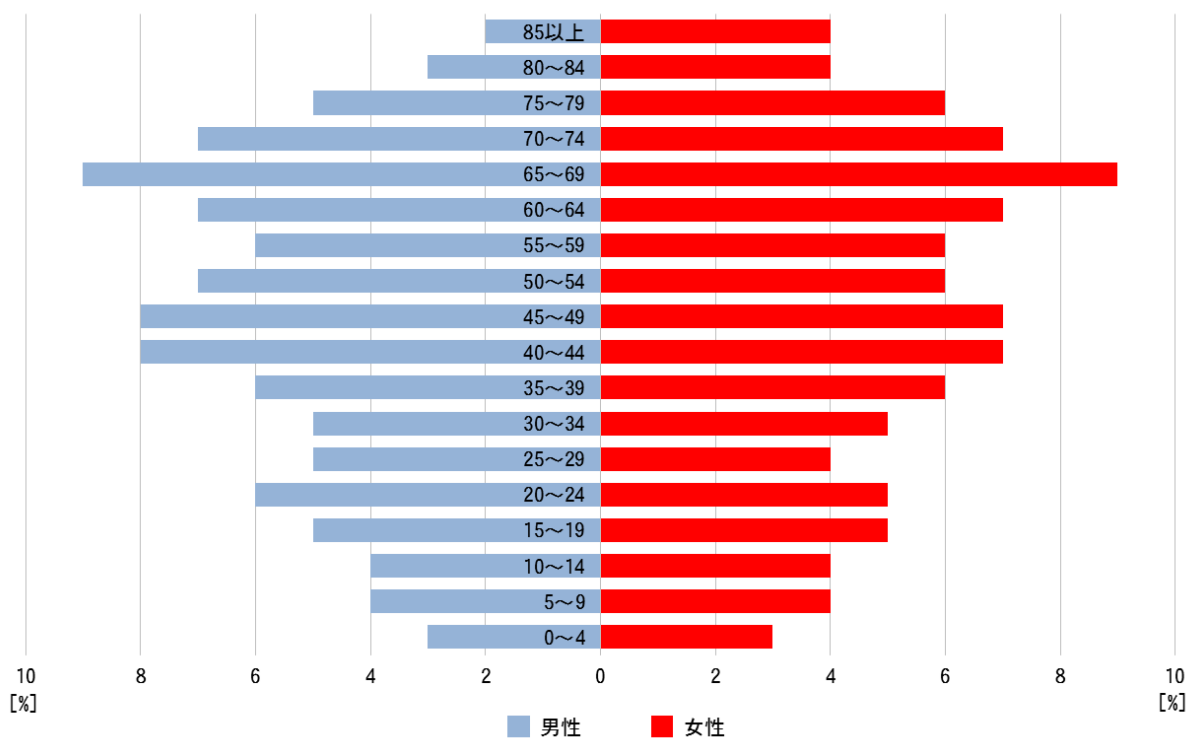


図 2-2 年齢階層別人口比率 (平成 29 年 12 月 31 日現在)

3) 産業の概況

就業者人口の構成は第1次産業が0.59%、第2次産業が35.55%、第3次産業が63.86%となっています。第2次産業の製造業の就業者が最も多く、次いで第3次産業の運輸・通信業、サービス業他、卸売・小売業の順で就業者が多くなっています。

表 2-3 本町における産業別従業者数の概要

産業分類	事業者数		従業者数		産業分類(大分類)	事業者数		従業者数	
	(事業所)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)		(事業所)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
第一次産業	24	1.38	145	0.59	農林漁業	24	1.38	145	0.59
第二次産業	550	31.57	8,757	35.55	鉱業	-	-	-	-
					建設業	246	14.12	1,270	5.15
					製造業	304	17.45	7,487	30.40
第三次産業	1,168	67.05	15,732	63.86	卸売・小売業	315	18.08	3,314	13.45
					金融・保険業	9	0.52	128	0.52
					不動産業	90	5.17	265	1.08
					運輸・通信業	108	6.2	6,286	25.52
					電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.11	13	0.05
					サービス業他	628	36.05	5,376	21.82
					公務	16	0.92	350	1.42
総計	1,742	100.00	24,634	100	総計	1,742	100	24,634	100

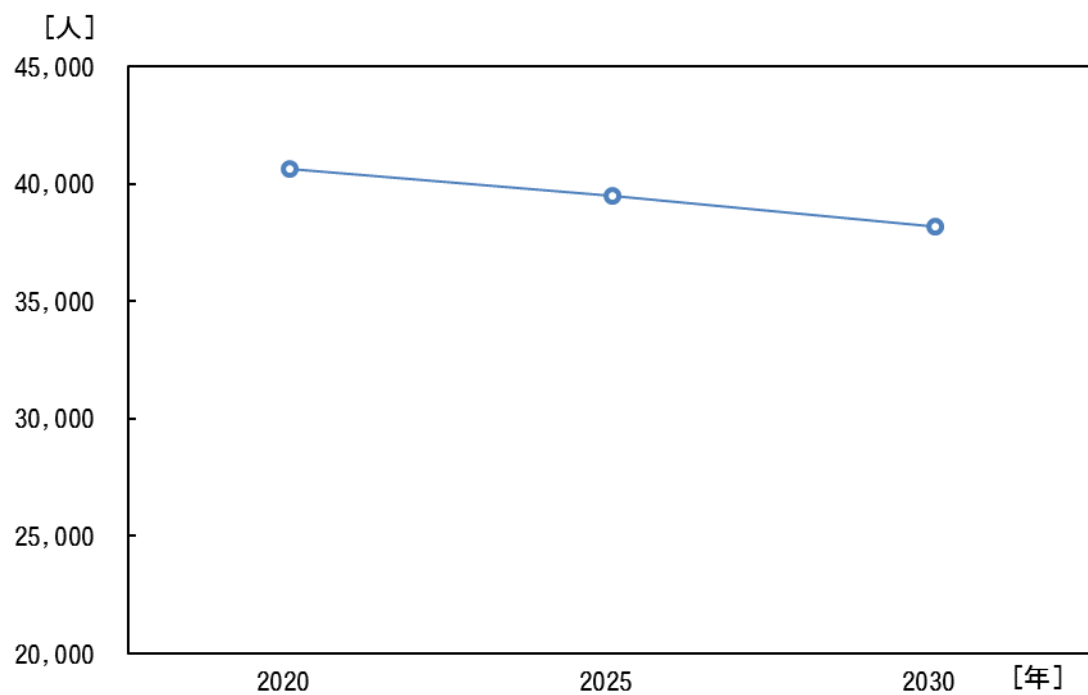
出典：統計あいかわ 平成26年経済センサス-基礎調査（平成26年7月1日現在）

このような産業構造における近年の傾向として、圏央道の開通に伴う物流系企業の進出により運輸業での従事者が増加しています。

なお、事業系ごみは事業者の自己処理責任の原則のもと、排出者としての自覚や責任を持ち、ごみを出さない事業活動を推進していただくよう周知や啓発等を推進していく必要があります。

2. 将来人口

計画目標年度の令和12年（2030年）の将来人口を、約38,000人と推計しています。



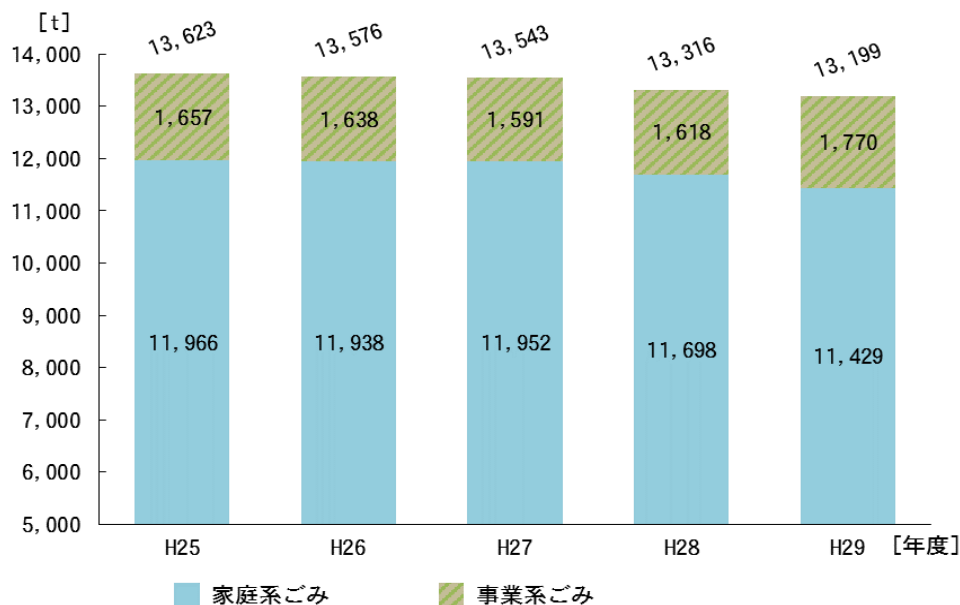
出典：「愛川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

図2-3 将来人口

3. ごみ排出量と原単位

1) ごみ排出量の実績

本町のごみ排出量は平成 25 年度の 13,623t に対し、平成 29 年度では 13,199t（約 3%減）と減少傾向を示しています。なお、家庭系ごみ量^{※1}については、平成 29 年度が 11,429t（対平成 25 年度比約 6%減）となっています。一方、事業系ごみ量^{※2}は増減の変動があり、平成 29 年度では 1,770t（対平成 25 年度比約 6%増）となっています。図 2-4 に、ごみ排出量の推移を示します。



出典：神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

図 2-4 ごみ排出量の推移

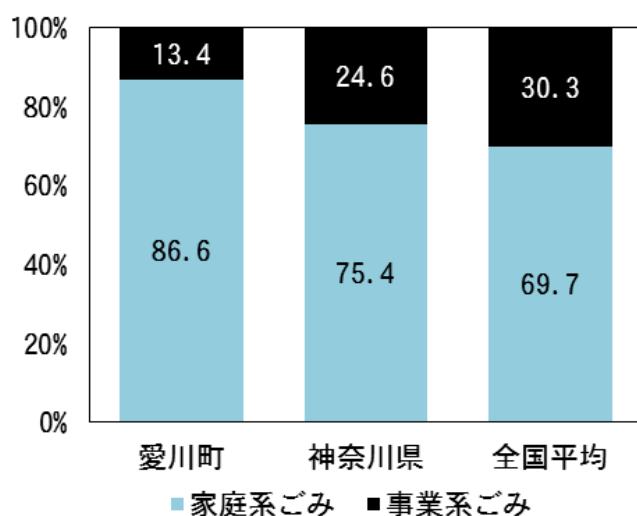
平成 29 年度の家庭系ごみと事業系ごみの構成比及び 1 人 1 日平均排出量（以下、「原単位^{※3}」といいます。）を図 2-5 に示します。本町の家庭系ごみと事業系ごみの構成比は、神奈川県平均及び全国平均と比較して事業系ごみが 11.2～16.9 ポイント低い値となっています。原単位についても事業系ごみが神奈川県平均及び全国平均より低い値となっています。

※1 家庭系ごみ量：家庭から排出されるごみ（ステーション回収、直接持込）及び集団回収量の総量

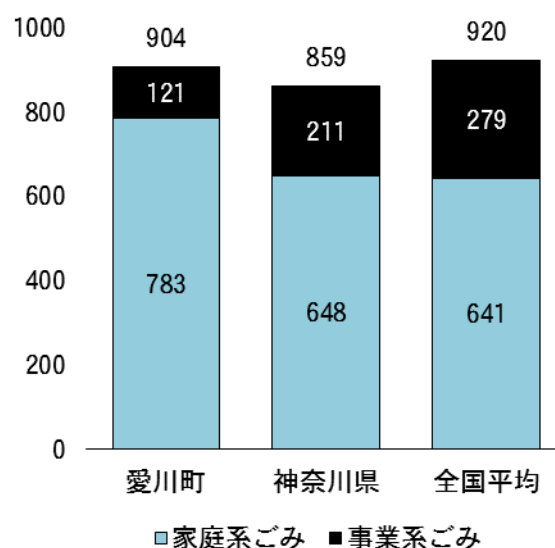
※2 事業系ごみ量：事業者が直接自らあるいは許可業者に依頼して処理施設等に搬入したごみの総量

※3 原単位＝ごみ排出量÷行政区内人口÷365 日×1,000,000

【家庭系ごみと事業系ごみの構成比】



【家庭系ごみと事業系ごみの原単位】



出典：平成 29 年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、日本の廃棄物処理平成 29 年度版

図 2-5 家庭系ごみと事業系ごみ

また、1 事業所あたりのごみ排出量を表 2-4 に示します。

本町は、1 事業所あたり 991kg/年ですが、神奈川県平均 2,458kg/年、全国平均 2,328kg/年となっており、神奈川県及び全国平均より低い値となっています。

表 2-4 1 事業所あたりのごみ排出量

項目 \ 区分	愛川町	神奈川県	国
事業所数 [事業所]	1,632	287,942	5,578,975
人口 [人]	40,277	9,144,992	127,094,745
人口当たりの事業所数 [事業所/千人]	41	32	44
事業系ごみ排出量 [t]	1,618	707,834	12,988,058
1 事業所あたり排出量 [kg/年]	991	2,458	2,328

事業所数は、総務省 平成 28 年経済センサス

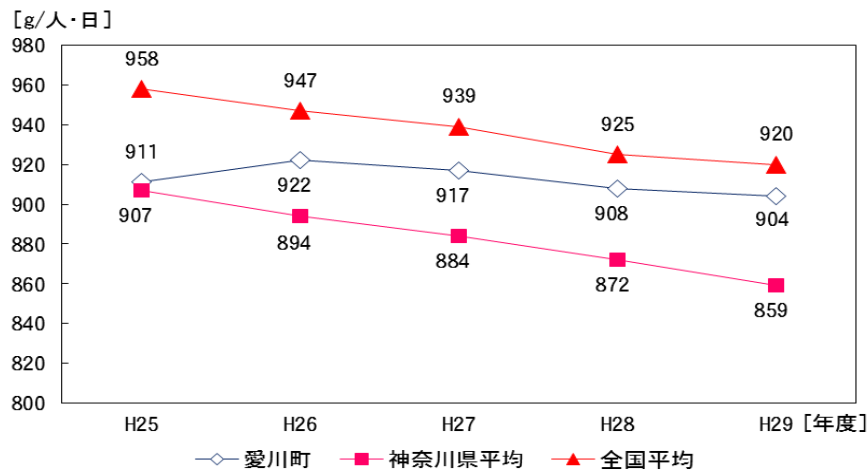
県・国の事業系ごみ量は環境省一般廃棄物処理実態調査 H28

1 事業所あたり排出量＝事業系ごみ排出量(t)÷事業所数(事業所)×1,000

人口あたりの事業所数＝事業所数(事業所)÷人口(千人)

2) 1人1日平均排出量

本町の原単位は、平成25年度の911g/人・日に対し、平成29年度には904g/人・日（約1%減）となっています。これは、全国平均値920g/人・日を下回っていますが、神奈川県平均859g/人・日を上回っている状況です。図2-6に、原単位の推移を示します。



出典：平成29年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、日本の廃棄物処理平成29年度版

図 2-6 原単位の推移

3) 種類別ごみ排出量の内訳

本町の平成29年度のごみ総排出量は13,199tであり、種類別では、可燃ごみが最も多く8,644t（65.5%）、次いで資源物が2,880t（21.8%）、粗大ごみが761t（5.8%）、集団回収が523t（4.0%）、不燃ごみが391t（3.0%）となっています。

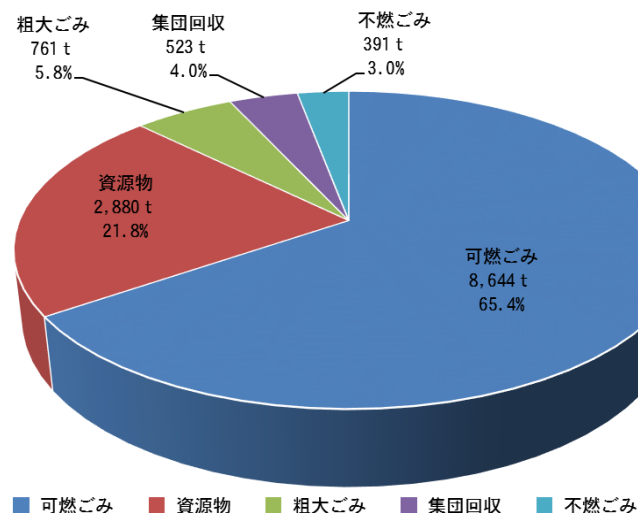


図 2-7 種類別ごみ排出量（平成29年度）

4. ごみ処理の現状

(1) ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローを図 2-8 に示します。

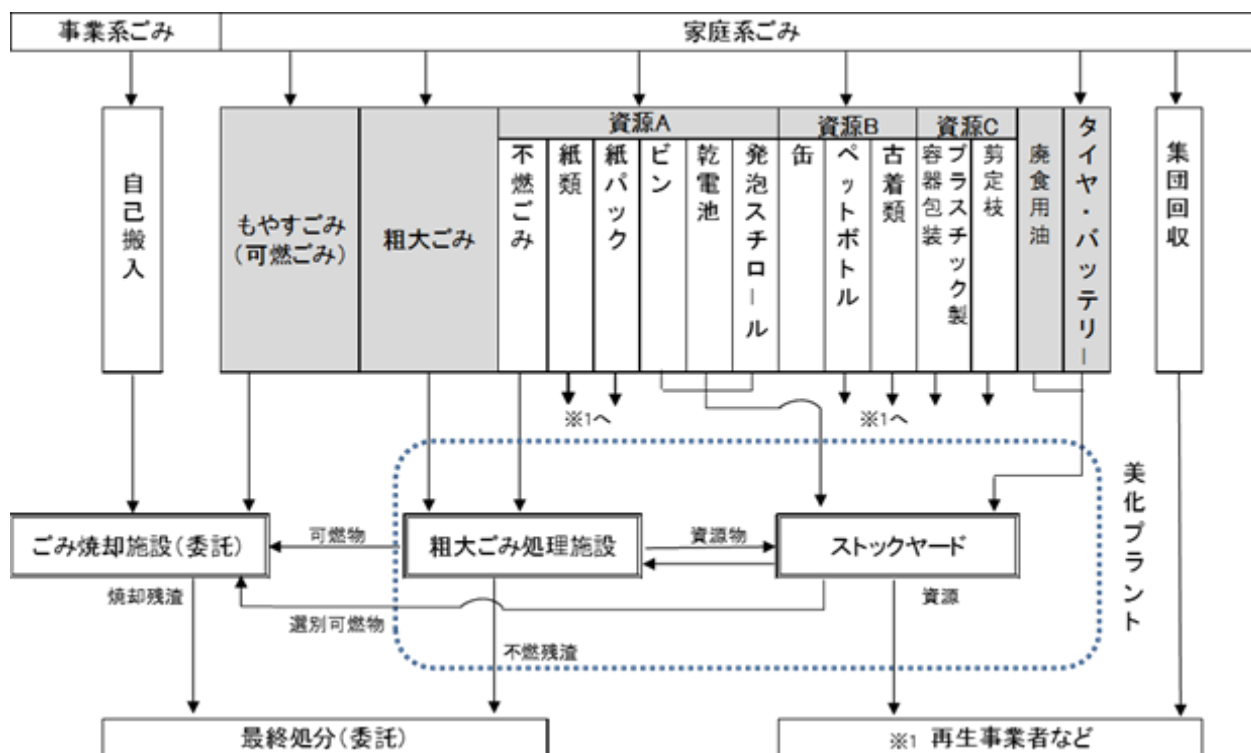


図 2-8 ごみ処理フロー

(2) ごみ減量化・再生利用

1) リサイクル量の推移

本町では、環境負荷の少ない循環型社会を目指し、ごみの発生抑制や再生利用（リサイクル）を推進するため、平成 24 年 10 月から新たにプラスチック製容器包装、剪定枝などの資源化品目を追加したところ、平成 25 年度のリサイクル量は 3,673 t でリサイクル率は 27.0% となりましたが、その後は横ばい傾向を示しています。

図 2-9 にリサイクル量の推移を、表 2-5 にリサイクル量の内訳を示します。

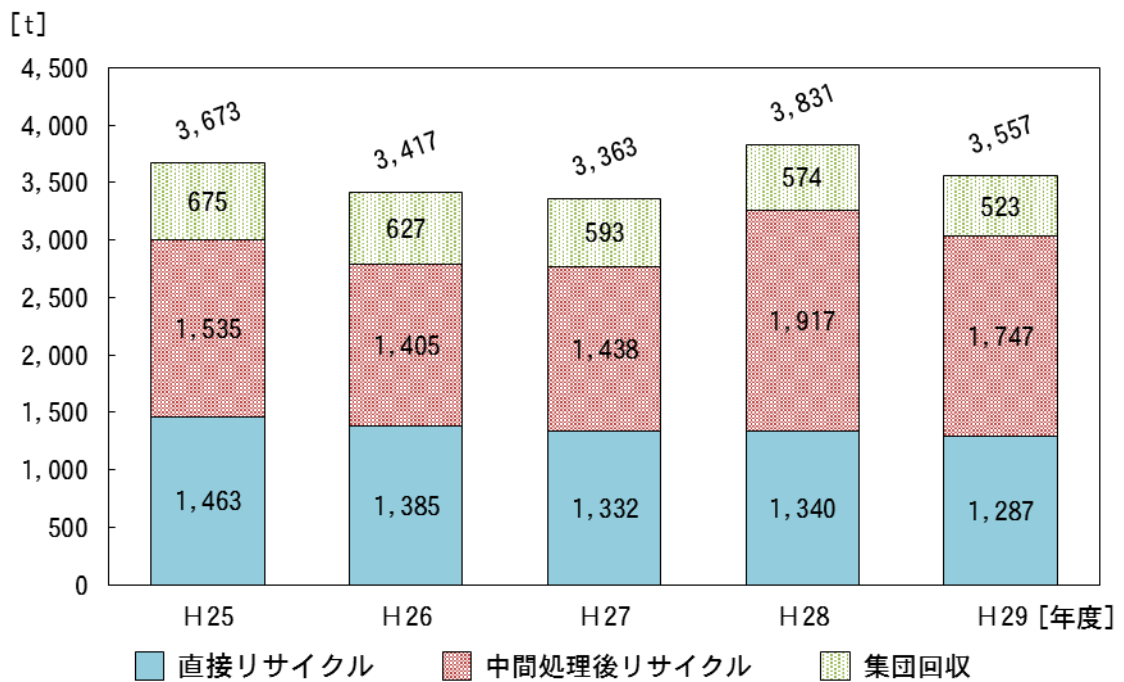


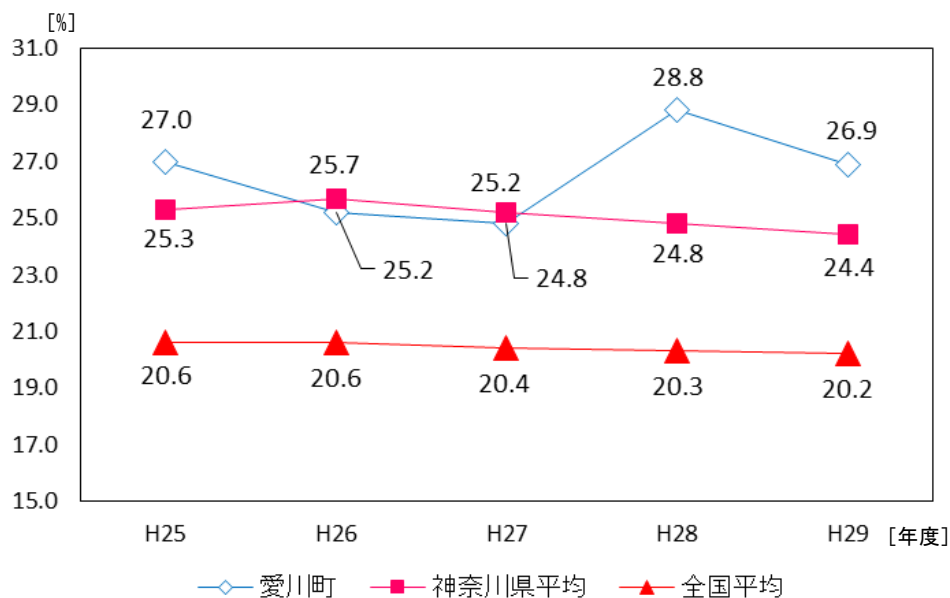
図 2-9 リサイクル量の推移

表 2-5 リサイクル量の内訳

区分		年度 単位	H25	H26	H27	H28	H29
リサイクル量		t/年	3,673	3,417	3,363	3,831	3,557
直接リサイクル	紙類	t/年	1,046	980	930	931	869
	うち紙パック	t/年	16	14	14	13	12
	古繊維	t/年	261	249	247	250	250
	ペットボトル	t/年	155	155	154	158	167
	廃食用油	t/年	1	1	1	1	1
	中間処理後リサイクル	t/年	1,463	1,405	1,438	1,917	1,747
	焼却処理施設・溶融スラグ	t/年	0	0	0	0	0
	粗大ごみ処理施設処理・リサイクル	t/年	1,058	1,064	1,119	1,101	1,061
	ごみ堆肥化施設・リサイクル	t/年	474	338	316	816	686
	集団回収	t/年	675	627	593	574	523
集団回収	紙類	t/年	668	622	589	569	518
	金属類	t/年	4	3	2	3	3
	ガラス類	t/年	2	1	1	1	1
	古繊維	t/年	1	1	1	1	1
リサイクル率		%	27.0	25.2	24.8	28.8	26.9

2) リサイクル率の推移

本町の平成 29 年度のリサイクル率 26.9%は、全国平均を 6.7 ポイント、神奈川県平均を 2.5 ポイント上回っています。



出典：平成 29 年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要、日本の廃棄物処理平成 29 年度版
 リサイクル率＝総資源化量÷ごみ総排出量

図 2-10 リサイクル率の推移

3) ごみの減量化・再生利用の状況

① 広報・啓発活動

ごみの排出にかかる基本的事項を示した「ごみと資源新分別の手引き家庭用ガイドブック」、「ごみ・資源物収集カレンダー」を作成・配布するとともに、町ホームページに掲載し、適正なごみの出し方・分け方を周知するほか、町広報紙や回覧等で定期的にごみに関する特集記事を掲載するなど、ごみの発生抑制・リサイクルのための広報や啓発活動を行っています。

[illegible]

② 美化プラント見学会の実施

本町のごみ処理の実態を見ていただくことで、ごみの分別や発生抑制・リサイクルの重要性についての理解を深めることを目的に、美化プラントの施設見学会を実施しています。



③ ごみ減量化キャンペーン

もやすごみの約4割を占めている生ごみの減量化を図るため、各家庭での生ごみの水切りをはじめ、生ごみ処理器の使用を推奨するほか、レジ袋削減のため、マイバッグの持参を啓発するなど、買い物客等に啓発物品・チラシを配布するとともに、生ごみ処理器を展示し、ごみの発生抑制・リサイクルについて広く呼びかける「ごみ減量化キャンペーン」を実施しています。



④ 集団回収事業

ごみの減量化及び資源の有効活用、さらには地域内での交流機会の場の創出にも繋がる、集団回収を促進しています。



⑤ 紙類再資源化事業

新聞・雑誌・段ボール・雑古紙の紙類については、隔週のステーション回収のほかに、各行政区の公園などに設置してある「紙類再資源化収納庫」で回収し、さらなるリサイクルを推進しています。



⑥ あいかわ出前講座

町職員が出向き、町の仕事や職員の専門知識を生かしたお話をお届けするシステムです。「みんなで考えよう！ごみ問題」の講座では、本町のごみ処理の状況等を説明し、ごみの発生抑制・リサイクルの意識高揚を図っています。



⑦ 生ごみ処理器等購入費補助事業

「愛川キューロ」や「コンポスト」など、家庭から出される生ごみを減容化又は堆肥化する「生ごみ処理器」などの購入者に対し、購入費の一部を補助しています。

⑧ 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、レアメタルなどの有用金属のリサイクルを図るとともに、廃棄物の減量化に努めています。

⑨ 廃食用油のリサイクル

使用済みの食用油について、美化プラントへの直接持込みによりリサイクルを図っています。

⑩ 剪定枝破砕機貸出事業

庭などの植木剪定の際に排出される剪定枝等について、宅地内や畑等への自然還元を目的に剪定枝破砕機の貸出しを行っています。

⑪ プラスチック製品の一部リサイクル

もやすごみとして分別区分されているプラスチック製品の一部（CD、DVDやそのケース）について、モデル地区による集団回収及び紙類再資源化収納庫回収を実施し、リサイクルを推進しています。

(3) ごみ質分析結果

本町から排出されるごみの特性を把握し、効果的かつ効率的なごみの減量化及びリサイクル施策を推進していくため、ごみ質分析調査を実施しています。

ごみ質分析調査結果（平成26年度～平成30年度までの平均値）は、厨芥類（生ごみ）が41.4%を占めているほか、紙類などの資源物の割合が26.5%占めています。

表 2-6 ごみ分析調査結果

単位：%

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	平均値
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
可燃ごみ	73.9	75.8	72.9	75.0	70.1	73.5
厨芥類	44.8	41.4	44.9	42.5	33.6	41.4
その他の可燃ごみ	29.1	34.4	28.0	32.5	36.5	32.1
紙類（A）	9.3	10.0	13.0	12.1	13.1	11.5
新聞・折込チラシ	1.1	1.2	1.4	1.2	1.4	1.3
雑誌・本・書籍	0.8	2.0	2.5	0.9	0.2	1.3
ダンボール	0.5	0.5	0.9	1.1	1.2	0.8
雑古紙	6.2	5.7	7.8	8.2	7.5	7.1
紙バック	0.6	0.5	0.4	0.7	0.6	0.6
その他の資源物（B）	16.9	14.2	14.1	12.9	16.8	15.0
資源A・B （ビン、缶、ペットボトル等）	1.6	1.8	1.1	0.9	1.9	1.5
資源B （古着）	2.3	1.2	2.0	2.4	3.1	2.2
資源C （プラスチック製容器包装）	5.1	4.6	5.7	7.2	9.5	6.4
資源C （剪定枝・草類）	7.9	6.6	5.3	2.5	2.3	4.9
可燃ごみ中に含まれる資源物の割合 （A）+（B）	26.2	24.2	27.1	25.0	29.9	26.5

(4) 収集・運搬

① 家庭系ごみの分別区分

本町の家庭系ごみの分別区分を表 2-7 に示します。

表 2-7 家庭系ごみの分別区分

(平成 31 年 3 月現在)

区分		種 類
もやすごみ (可燃ごみ)		生ごみ、汚れた紙くず、貝殻・卵の殻など、くつ・スリッパなどの はきもの、プラスチック製のバケツ・洗面器など、 DVD・CD、ぬいぐるみなど、文房具、紙おむつなど
資源 A	紙類	雑誌・本、新聞、ダンボール、雑古紙、シュレッダーで裁断し た紙
	紙パック	牛乳パックなど
	ビン	ビールビン、一升ビン、ジュースのビンなど
	不燃ごみ	小型家電製品、かさ、包丁・かみそり、陶磁器、コップ・ガラ スクズ、やかん・フライパン、針金ハンガーなど
	乾電池	乾電池
	発泡スチロール	発泡スチロール
資源 B	缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、のり缶・缶詰・お茶缶
	ペットボトル	ペットボトル
	古着類	衣類、カーテン、タオル、コート類
資源 C	プラスチック製容器 包装	発泡スチロール製の食品トレイ、ペットボトルのラベル、キ ャップ、食品などの袋、レジ袋、シャンプーなどのボトル
	剪定枝	剪定枝、落ち葉、雑草など
廃食用油		廃食用油
粗大ごみ		タンス、ベッド、じゅうたん、布団、机、スキーセット、ストー ブ、自転車など(縦・横・高さのいずれかが 50cm を超えるも の)
タイヤ・バッテリー		乗用車用のタイヤ、乗用車やオートバイのバッテリー
家電リサイクル		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

② 家庭系ごみの排出方法

本町の家庭系ごみの排出方法を表 2-8 に示します。

表 2-8 家庭系ごみの排出方法

(平成 31 年 3 月現在)

区分		排出方法
もやすごみ(可燃ごみ)		・透明又は半透明の袋に入れて出す
資源 A	紙類	・種類別に分けてひもで十文字に束ねて出す ・雑古紙は紙袋やレジ袋に入れて出す
	紙パック	・切り開き乾かしてからヒモなどで束ねて出す
	ビン	・透明又は半透明の袋に入れて出す
	不燃ごみ	・透明又は半透明の袋に入れて出す
	乾電池	・透明又は半透明の袋に入れ、「乾電池」と表示して出す
	発泡スチロール	・透明又は半透明の袋に入れて出す
資源 B	缶	・中をすすいでつぶし、透明又は半透明の袋に入れて出す(スプレー缶は中身を使い切る)
	ペットボトル	・キャップ・ラベルをはずして中をすすぎ、つぶして透明又は半透明の袋に入れて出す
	古着類	・雨などに濡れないように、透明又は半透明の袋に入れて出す
資源 C	プラスチック製 容器包装	・二重袋にせず、1つの袋にまとめて出す
	剪定枝	・幹の太さは直径 5cm 以内、枝の長さを 50cm 程度に切りそろえて、直径 25cm 以下に束ねて出す ・小枝、刈り草、落ち葉はまとめて、透明又は半透明の袋に入れて出す
廃食用油		・美化プラントへ直接持込む
粗大ごみ		・美化プラントへ直接持込む ・事前申し込みによる戸別訪問収集
タイヤ・バッテリー		・美化プラントへ直接持込む
家電リサイクル		・美化プラントへ直接持込む ・事前申し込みによる戸別訪問収集

③ 収集・運搬の状況

本町の収集・運搬の状況を表 2-9 に示します。

表 2-9 収集・運搬の状況

(平成 31 年 3 月現在)

区分		種類	出し方	収集方式等	収集回収	手数料	収集主体
もやすごみ (可燃ごみ)		生ごみ、汚れた紙くず、貝殻・卵の殻など、くつ・スリッパなどの履物、プラスチック製のバケツなど、DVD・CDなど、文房具、紙おむつなど	・透明又は半透明の袋に入れて出す	ステーション方式 (直接持込可)	週2回		直営 (一部委託)
資源A	紙類	雑誌・本、新聞、ダンボール、雑古紙、シュレッダーで裁断した紙	・ヒモで十文字に束ねて出す ・雑古紙は紙袋やレジ袋に入れて出す	ステーション方式 (直接持込可)	隔週1回 (2～3回/月)	なし (ただし、直接持込で、100kgを超える場合は、1kgにつき2円)	委託
	紙パック	牛乳パックなど	・切り開き乾かしてからヒモなどで束ねて出す				直営 (一部委託)
	ビン	ビールビン、一升ビン、ジュースのビンなど	・透明又は半透明の袋に入れて出す				
	不燃ごみ	小型家電、かさ、包丁・かみそり、陶磁器、コップ・ガラスくず、やかん・フライパン、針金ハンガーなど	・透明又は半透明の袋に入れて出す				
	乾電池	乾電池	・透明又は半透明の袋に入れ、「乾電池」と表示して出す				
	発泡スチロール	発泡スチロール	・容器はよくすすいだ後、乾かしてから袋に入れて出す				
資源B	缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	・中身をすすいで透明又は半透明の袋に入れて出す(スプレー缶は中身を使い切る)	ステーション方式 (直接持込可)	隔週1回 (2～3回/月)	なし (ただし、直接持込で、100kgを超える場合は、1kgにつき2円)	直営 (一部委託)
	ペットボトル	ペットボトル	・キャップとラベルを外して中をすすぎ、透明又は半透明の袋に入れて出す				
	古着類	衣類、タオルなど	・雨などに濡れないように、透明又は半透明の袋に入れて出す				
資源C	プラスチック製容器包装	ブラマークが付いているプラスチック製容器包装	・透明又は半透明の袋で二重袋にせず一つの袋にまとめて出す	ステーション方式 (直接持込可)	隔週1回 (2～3回/月)	なし (ただし、直接持込で、100kgを超える場合は、1kgにつき2円)	直営 (一部委託)
	剪定枝	剪定枝、落ち葉、雑草など	・幹の直径5cm以内・枝の長さを50cm程度にそろえ、直径25cm以下に束ねて出す				
粗大ごみ		家具や自転車など縦・横・高さのいずれかが50cmを超えるもの	戸別訪問収集方式の場合は、屋外に出しておく(家の中からの収集は不可)	戸別訪問収集方式		500円/点	直営
				直接持込方式	持込可能時間内	100円/点	-
タイヤ・バッテリー		タイヤ、バッテリー	乗用車用のタイヤ・乗用車やオートバイのバッテリーのみ直接持込方式で処理	直接持込方式	持込可能時間内	●タイヤ:500円/本 ●バッテリー:100円/個	-
家電リサイクル		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	戸別訪問収集方式の場合は、屋外に出しておく(家の中からの収集は不可)	戸別訪問収集方式		1,500円/点	直営
				直接持込方式	持込可能時間内	1,100円/点	-

④ 収集・運搬車両

本町の収集・運搬車両の状況を表 2-10 に示します。

町直営車両 12 台、委託車両 4 台の 16 台で収集・運搬を行っています。

表 2-10 収集・運搬車両の状況

(平成 31 年 3 月末現在)

車 両 \ 区 分	直営台数	委託台数	合計台数
巻込車(積載量 2t 級、低公害車(5 台含)) 【もやすごみ、資源 C(プラスチック製容器包装)用】	7 台	2 台	9 台
ダンプ(積載量 2t 級パワーゲート付き、高床含) 【資源 A、資源 B、資源 C(剪定枝)用】	5 台	2 台	7 台
合計	12 台	4 台	16 台

⑤ 収集・運搬・直接搬入量

本町のごみ収集・運搬及び美化プラントに持込まれた直接搬入量を表 2-11 に示します。

収集・運搬・直接搬入量の合計は減少傾向を示し、平成 29 年度は、12,676t となっています。日平均は、34.7t/日となっています。

表 2-11 ごみ収集・運搬・直接搬入量

区 分	年度	H25	H26	H27	H28	H29
	単位					
日平均	t/日	35.5	35.5	35.5	34.8	34.7
収集運搬直接搬入量合計	t/日	12,948	12,949	12,950	12,742	12,676
収集運搬量合計	t/年	11,499	11,478	11,351	10,941	10,931
家庭系ごみ	t/年	9,994	9,997	9,914	9,467	9,312
事業系ごみ	t/年	1,505	1,481	1,437	1,474	1,619
直接搬入量合計	t/年	1,449	1,471	1,599	1,801	1,745
家庭系ごみ	t/年	1,297	1,314	1,445	1,657	1,594
事業系ごみ	t/年	152	157	154	144	151

(5) 中間処理

① 中間処理の状況

本町の中間処理の状況を表 2-12 に示します。

表 2-12 中間処理の状況

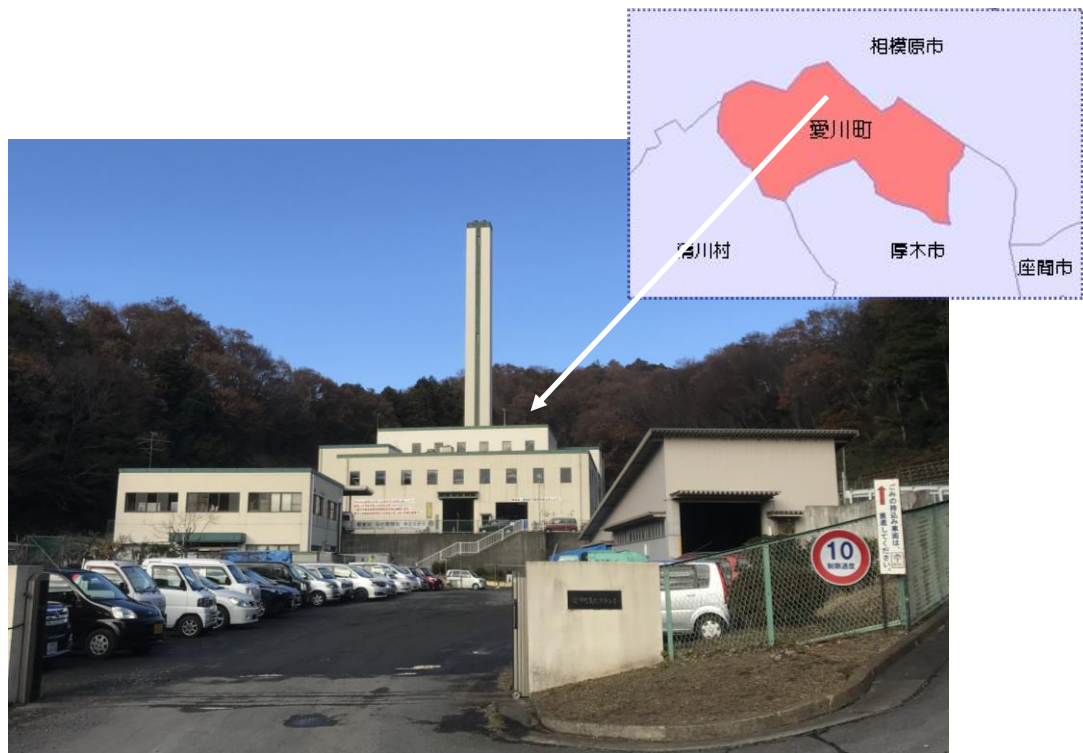
区分		中間処理の方法
もやすごみ (可燃ごみ)		可燃ごみは厚木市環境センターへ焼却処理を委託しています。なお、焼却残渣などは民間事業者に最終処分を委託しています。
資源 A	紙類	民間事業者処理を委託し、リサイクルしています。
	紙パック	民間事業者処理を委託し、リサイクルしています。
	ビン	美化プラントで白色、茶色、緑色、黒色に選別処理を行い、民間事業者でリサイクルしています。
	不燃ごみ	美化プラントで破碎及び選別処理しています。金属類はリサイクルし、可燃物は焼却処理しています。また、不燃残渣は民間事業者に最終処分を委託しています。
	乾電池	美化プラントのストックヤードに一時保管し、民間事業者でリサイクルしています。
	発泡スチロール	美化プラントのストックヤードに一時保管し、民間事業者でリサイクルしています。
資源 B	缶	美化プラントでスチール缶、アルミ缶に選別処理し、民間事業者でリサイクルしています。
	ペットボトル	美化プラントのストックヤードに一時保管し、民間事業者でリサイクルしています。
	古着類	美化プラントのストックヤードに一時保管し、民間事業者でリサイクルしています。
資源 C	プラスチック製 容器包装	民間事業者処理を委託し、リサイクルしています。
	剪定枝	民間事業者処理を委託し、リサイクルしています。
廃食用油		美化プラントのストックヤードに一時保管し、民間事業者でリサイクルしています。
粗大ごみ		美化プラントで破碎及び選別処理しています。金属類はリサイクルし、可燃物は焼却処理しています。また、不燃残渣は民間事業者に最終処分を委託しています。
タイヤ・バッテリー		民間事業者処理を委託し、リサイクルしています。
家電リサイクル		指定引取場所へ運搬後、製造業者等でリサイクルしています。

② 中間処理施設

本町の中間処理施設の概要を表 2-13 に示します。

表 2-13 中間処理施設の概要

名 称	美化プラント
所 在 地	愛川町三増1656番地2
所 管	愛川町
区 分	粗大ごみ処理施設
処 理 能 力	15t/日(15t/5h)
稼働開始	平成2年4月
処 理 方 式	○併用方式(可燃性及び不燃性の粗大ごみを併せて破碎する方式) 缶 類: 磁力選別及び手選別 ビ ン 類: 手選別 不燃・粗大: 回転式破碎、磁力選別、 回転式選別、アルミ選別 可燃性粗大: せん断式破碎



美化プラント

③ 中間処理量

ア) 焼却処理量

本町の可燃ごみについては、平成 25 年 4 月から厚木市へ焼却処理を委託しています。なお、焼却処理量は平成 25 年度の 9,623t に対し、平成 29 年度は 9,377t (2.6%減) となっています。

図 2-11 に焼却処理量の推移を示します。

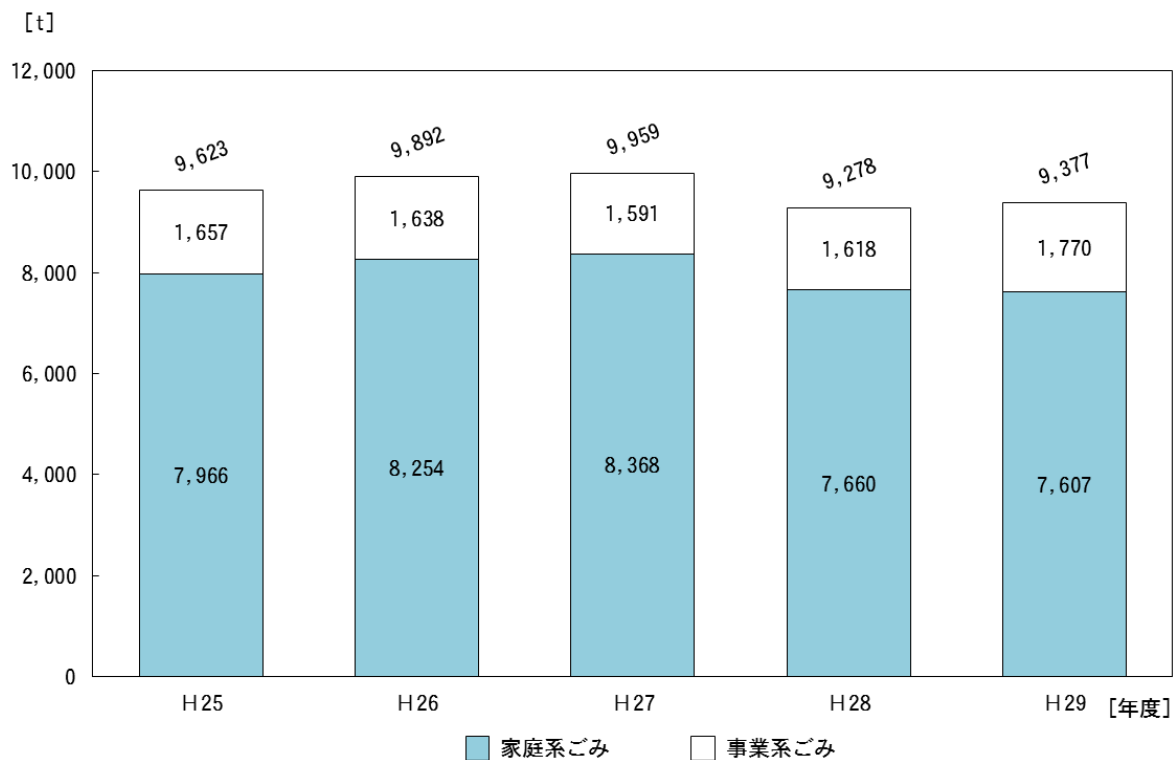


図 2-11 焼却処理量の推移

イ) 中間処理・粗大ごみ等処理量

本町の中間処理を行う粗大ごみ処理施設での処理量は、1,159～1,691t の間で推移しています。

図 2-12 に中間処理・粗大ごみ等処理量の推移を示します。

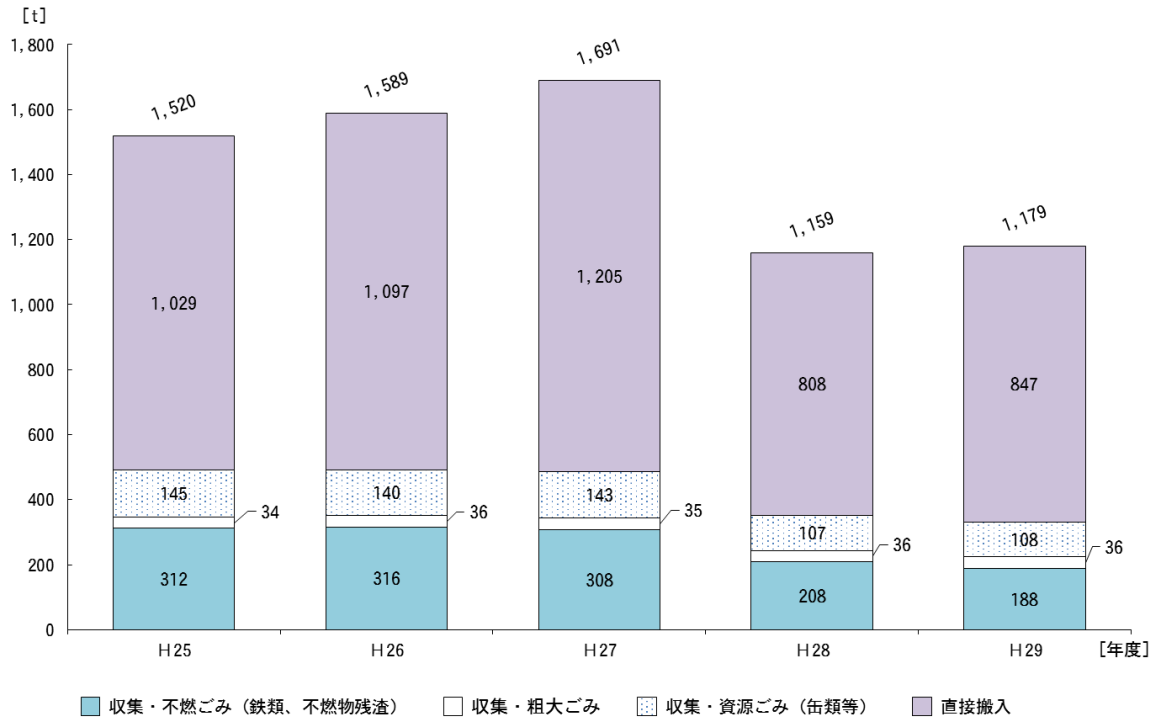


図 2-12 中間処理・粗大ごみ等処理量の推移

(6) 最終処分

① 最終処分の概要

ごみ焼却施設で発生する焼却残渣、不燃残渣及び粗大ごみ処理施設で発生する不燃残渣は、平成 11 年 8 月から民間事業者へ委託し、県外の最終処分場で埋立処分しています。

② 最終処分量

本町の最終処分量は、平成 25 年度の 1,455t に対し、平成 29 年度は 1,226t (16%減) となっています。

最終処分量の推移を図 2-13 に示します。

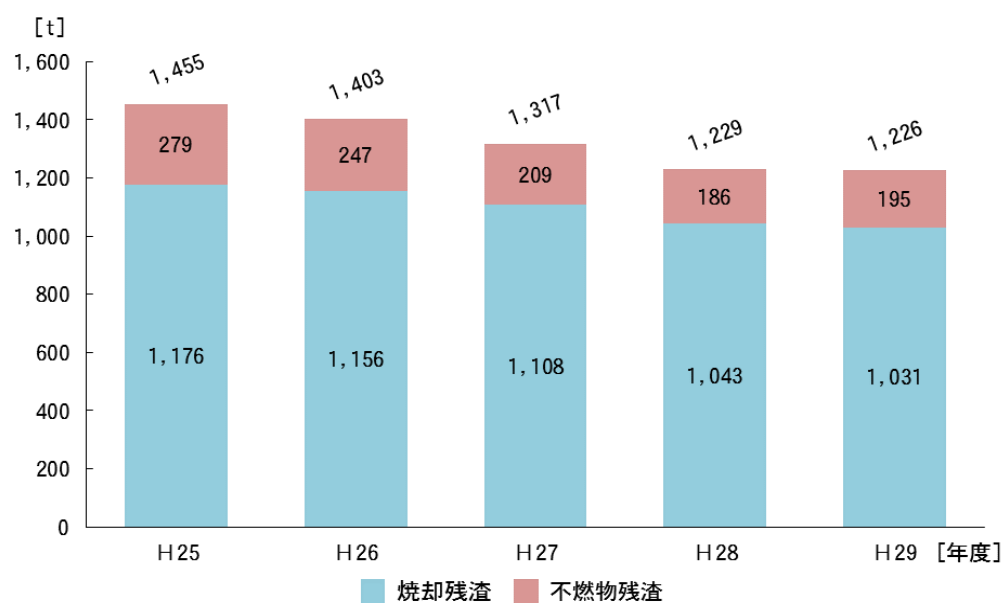


図 2-13 最終処分量の推移

5. ごみ処理の課題

課題1 ごみの排出抑制

本町のごみ排出量及び原単位は、近年減少傾向に転じていますが、平成 29 年度の原単位 904 g / 人・日は全国平均 (920g/人・日) を下回っているものの、神奈川県平均 (859 g / 人・日) を上回っています。

循環型社会へのさらなる転換を図っていくためには、ごみとして排出される不要物を出さないことはもとより、これまでのリサイクル施策の拡大によりリサイクル率を上げていくことが必要であり、町民及び事業者へごみの発生・排出抑制につながる新たな仕組みの構築や意識付けをしていくことが大きな課題となっています。

課題2 リサイクル率の向上

本町の平成 29 年度のリサイクル率は、26.9%となっており、全国平均 (20.3%)、神奈川県平均 (24.4%) を上回っています。(図 2—10 参照)

本町では、平成 24 年 10 月から新たにプラスチック製容器包装、剪定枝などを資源物として分別区分に追加した結果、リサイクル率が上昇してきたものの、近年、リサイクル率が伸び悩んでいる状況を踏まえ、ごみの発生抑制やリサイクルに関する情報の提供や町民・事業者が参加しやすい方法などを検討し、町民・事業者・行政が協働して取り組めるような環境をつくっていくことが課題となっています。

課題3 分別の徹底

ごみ質分析調査の結果、「厨芥類 (生ごみ)」と「その他の可燃ごみ」を合わせた可燃物は 73.5%で、残りの 26.5%は資源物が含まれており、資源物の中でも紙類が 11.5%、プラスチック製容器包装が 6.4%と高い値となっています。(表 2—6 参照)

可燃ごみの焼却処分量を削減し、リサイクル率の向上を図るためには、ごみの排出段階における資源物の分別徹底を推進する必要があります。

課題4 安全で安定した処理

安全かつ安定した処理を継続するためには、ごみの排出量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図る必要があります。

本町の可燃ごみは、「厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画」に基づき、厚木愛甲環境施設組合で建設する厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設が稼働するまでの間は、厚木市環境センターで処理することとしています。

なお、資源物及び粗大ごみについては、今後も継続して美化プラントで処理を行っていく計画であるため、施設の長寿命化はもとより、施設の改造や資源物の処理施設、粗大ごみ破砕処理施設等の適正な維持管理が課題となっています。

課題5 最終処分量の削減

厚木市環境センターで処理された本町の可燃ごみから発生する焼却灰や不燃残渣のほか、美化プラントで破砕・選別処理された不燃残渣については、当面、県外の民間処分場に委託処理することから、処理経費削減のためにも最終処分量の減量化が課題となります。

なお、令和7年度に稼働を予定している厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設から発生する焼却灰及び不燃残渣については、民間事業者の活用により、全量リサイクルを目指します。

第2章 計画の目標

1. 基本理念

本町では「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」をまちづくりの基本理念とし、『安全で安心して暮らせるまちづくり』を目標に、環境対策の推進・循環型の地域社会づくりを目指しています。

本計画では、ごみを排出する町民、事業者、行政の三者が協働し、ごみの発生抑制、リサイクルへの取り組みを積極的に推進することで環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理計画の基本理念

これからの地域社会づくりの担い手として、町民・事業者・行政それぞれのごみ処理にかかわる役割を定め、協働してごみの発生抑制やリサイクルなどに努めることにより、環境負荷の少ない循環型社会を形成していくことを基本理念とします。

また、施策の優先順位を循環型社会形成推進基本法で示された「①発生抑制」、「②再使用」、「③再生利用」、「④熱回収」、「⑤適正処分」の順を基本として、ごみ処理事業を推進していきます。

なお、本計画には、本町が循環型社会を構築するための指針として、長期的視点に立った具体的な施策及び数値目標を定めることとします。

循環型社会とは、ごみの発生が抑制され、排出されたごみについては可能な限り資源として適正かつ有効に利用され、どうしても資源として利用できないものは適正に処分されることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会です。

本町が目指す循環型社会のあり方を図 2-14 に示します。

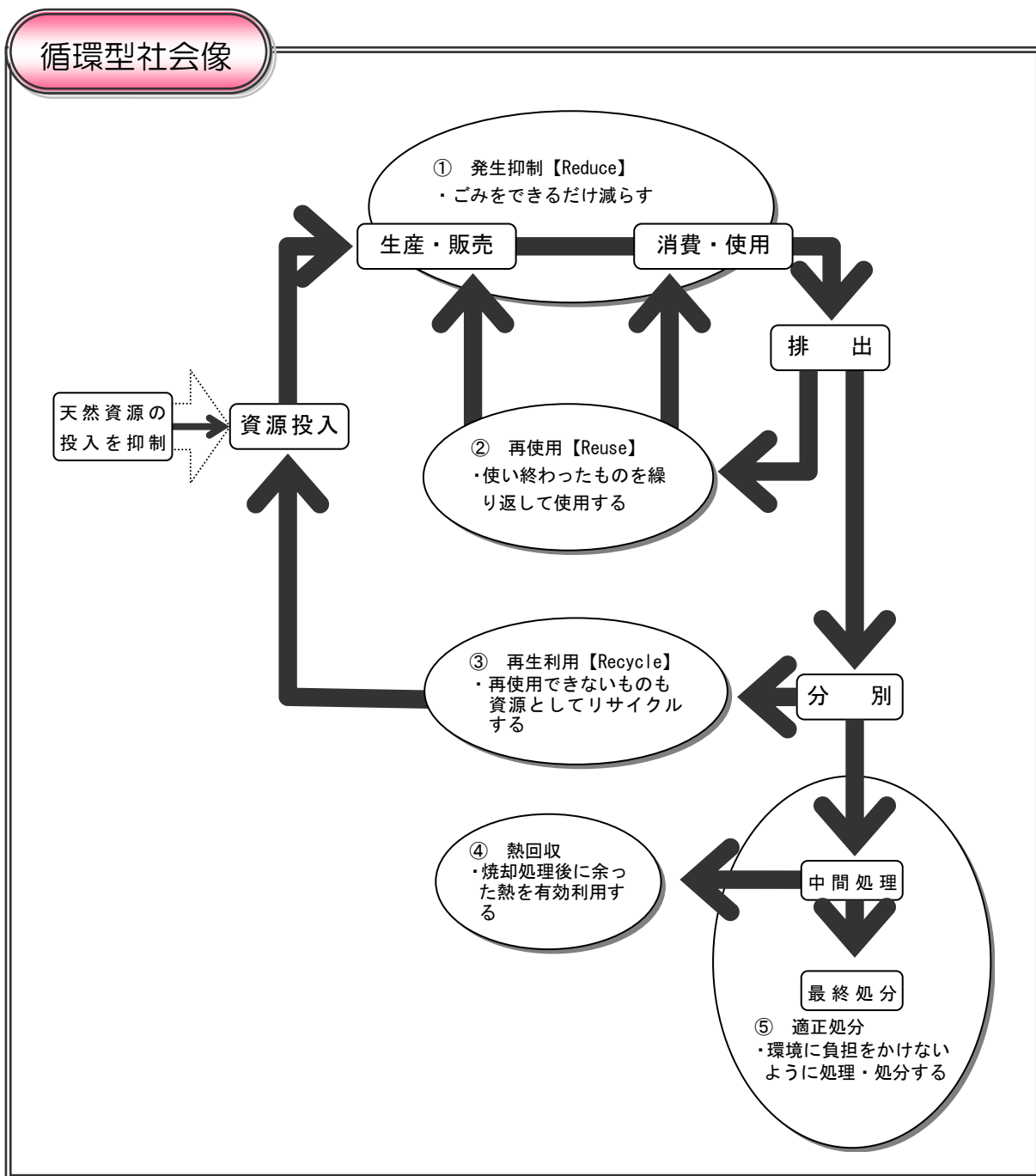


図 2-14 循環型社会のあり方

2. 町民・事業者・行政の役割

町民・事業者・行政が協働して循環型社会をつくりあげていくため、それぞれの主な役割を次のように定めます。

町 民 の 役 割

- 町民一人ひとりが、ごみの排出者であり、環境負荷を与えている一方で、循環型社会づくりの担い手でもあるという自覚と責任を持ちます。
- ごみの発生抑制、リサイクルを推進するため、より環境負荷の少ないライフスタイルに変えていきます。
- 町民一人ひとりが消費者として、無駄なものを買わないこと、レンタル・リース・シェアリング等のサービスの積極的活用、マイバッグ・マイボトルの利用や簡易包装製品の選択による容器包装の削減、食材の使い切りや過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減など、発生抑制に配慮した行動に取り組みます。
- さらなるごみの減量化や分別排出の徹底のほか、紙類の集団回収や小型家電の回収等、資源回収へ積極的に協力し、環境負荷の低減に努めます。

事 業 者 の 役 割

- 事業者は、自らの責任でごみを適正に処理・処分します。
- ごみの発生・排出抑制、リサイクルによりごみの減量を図り、適正処理を推進します。
- 環境に配慮した商品開発や原材料素材の表示、使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換、再生材の活用、資源・エネルギー利用の効率化などの取り組みを推進します。
- リサイクル製品等の積極的な販売、簡易包装の推進、レジ袋の削減やマイバッグの推奨、牛乳パック、ペットボトルや食品容器、小型家電等の店頭回収などの町民がごみの発生抑制やリサイクルに取り組みやすい仕組みを構築します。
- 循環型社会に対する意識を高め、資源循環や再生可能資源の割合をできるだけ高めるなど、環境対策を推進します。

行政の役割

- 環境に配慮したグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供に努めます。
- 行政は、自ら率先してグリーン製品の購入やリサイクル製品の優先的な調達に努めます。
- プラスチックごみや食品ロス対策など、ごみの発生抑制・リサイクルを推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図ります。
- 町民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会を提供します。
- 一般廃棄物の処理責任者として、ごみの適正な処理・処分の継続・発展に努めます。
- 厚木愛甲環境施設組合によるごみの広域処理を推進します。
- 大規模災害等により発生する災害廃棄物の処理について、万全な災害廃棄物処理体制の構築に努めます。

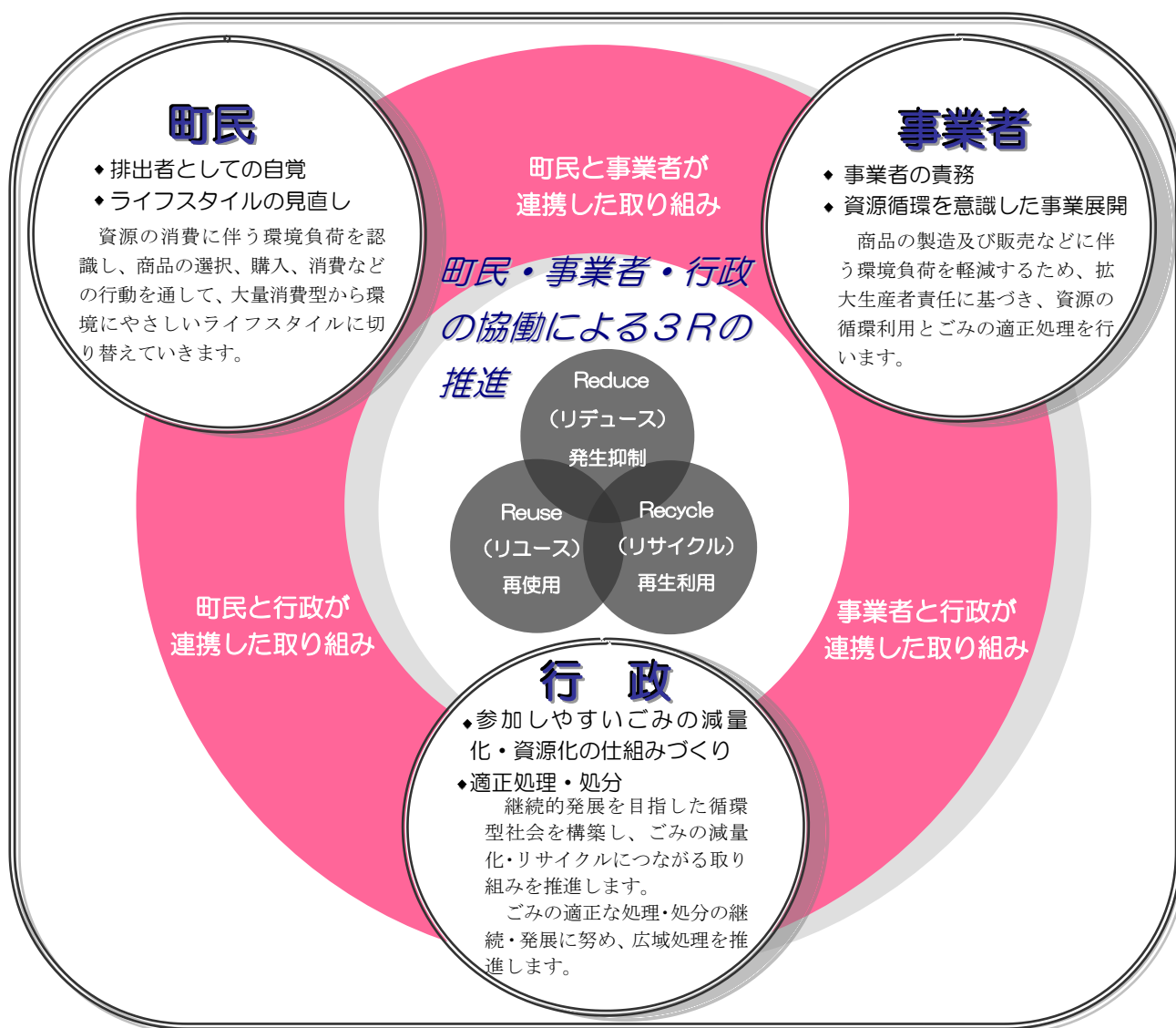


図 2-15 町民・事業者・行政の役割

3. 重点目標

本計画に基づき町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすことにより、次に示す数値目標等の達成を目指します。

(1) 減量化・リサイクル

① 減量化目標とごみ排出量の見通し

減 量 化 目 標

平成29年度における原単位903.8 g/人・日を基準とし、計画期間の令和7年度（6年後）に、870.0g/人・日以下（約3.7%減）を目指します。
令和12年度（11年後）までのできるだけ早期に、850.0 g/人・日以下（約6%減）を目指します。

ごみ排出量は、平成29年度に、903.8g/人・日でしたが、令和12年度までのできるだけ早期に850.0g/人・日以下（約6.0%減）の減量化を目標とします。

図2-16に、ごみ排出量の見通しを示します。

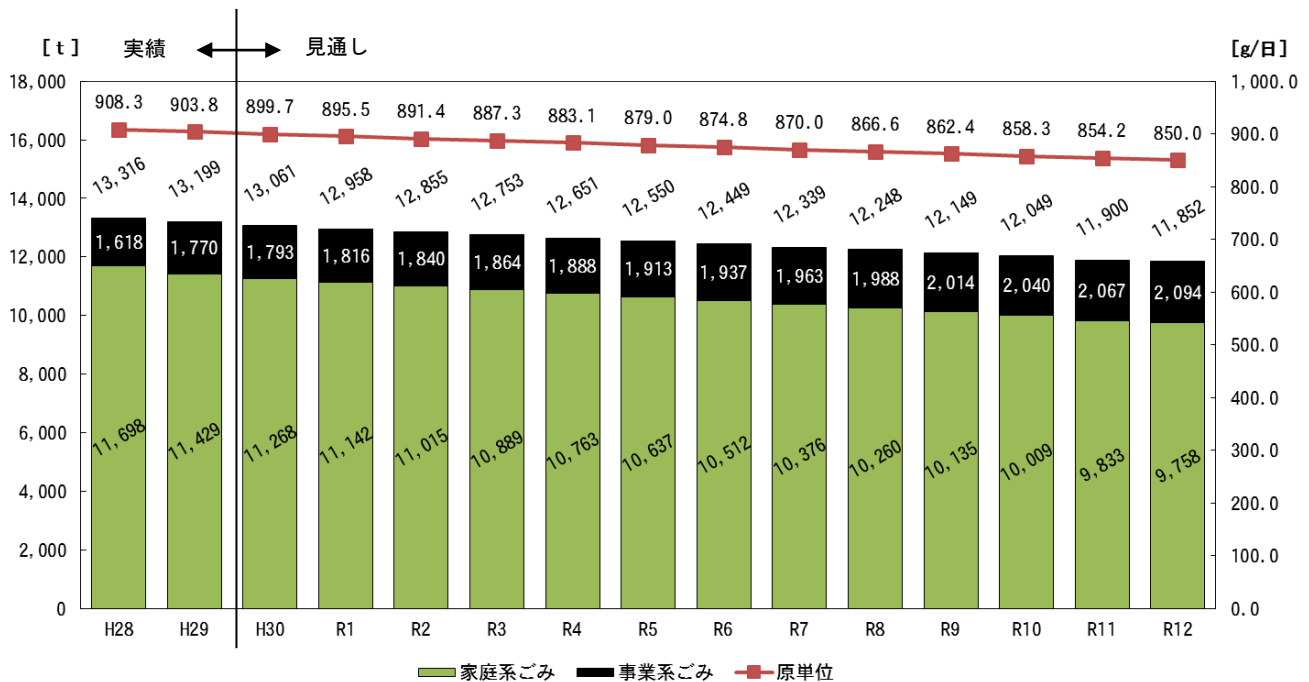


図 2-16 ごみ排出量の見通し

② リサイクル目標とリサイクル量の見通し

リサイクル目標

平成29年度におけるリサイクル率26.9%を基準とし、計画期間の令和7年度（6年後）に、28.5%（1.6ポイント増）を目指します。
令和12年度（11年後）に、30.0%（3.1ポイント増）を目指します。

リサイクル率は、平成29年度に、26.9%でしたが、さらなる分別の徹底及びごみの排出抑制に繋がる情報提供、啓発などの施策を推進することで、令和12年度までに、基準年度の約10%増の30.0%以上（3.1ポイント増）とすることを目標とします。

図2-17にリサイクル量の見通しを示します。

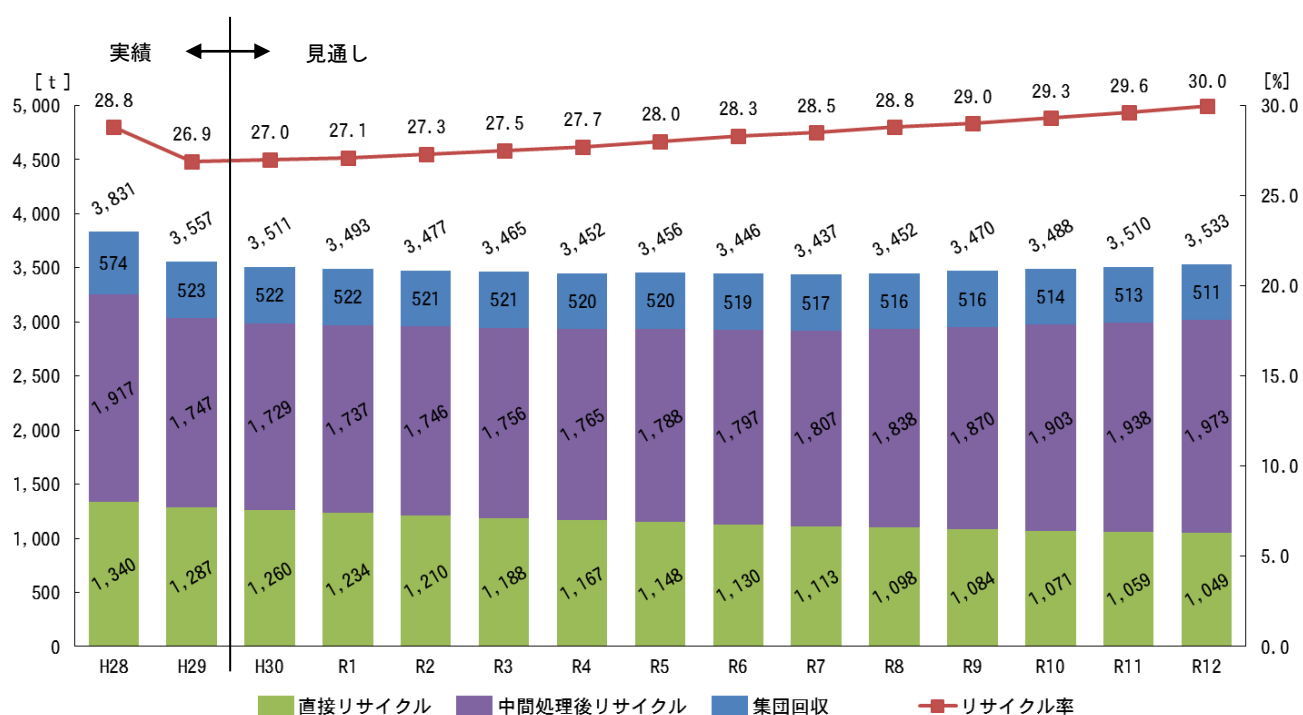


図 2-17 リサイクル量の見通し

(2) 収集・運搬

① 収集・運搬目標

収 集 ・ 運 搬 目 標

効率的かつ効果的にごみを収集・運搬することによって、衛生的な生活環境の保全やコストの削減に努めるとともに、民間委託を取り入れた収集・運搬体制の構築を行います。

② 収集・運搬の方法

町内全域を収集・運搬区域とします。

可燃ごみ及び粗大ごみ処理後の破碎可燃物については、厚木愛甲環境施設組合で整備を進めているごみ中間処理施設の稼働開始までは、厚木市環境センターまで運搬し、稼働開始後は厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設までを運搬範囲とします。

(3) 中間処理

① 中間処理目標

中 間 処 理 目 標

環境への負荷を低減しながら循環型社会の形成が促進されるよう、安心・安全な処理を行います。

また、広域処理に際しては、安全性の確保はもとより環境に配慮した適正な中間処理施設の整備を推進します。

② 焼却処理量の目標と見通し

焼却処理量は、平成 29 年度に 9,377t ですが、計画の推進により、ごみの減量化、リサイクルが図られることから、令和 12 年度までに約 10%の削減(8,479t)を目標とします。

図 2-18 に、焼却処理量の見通しを示します。

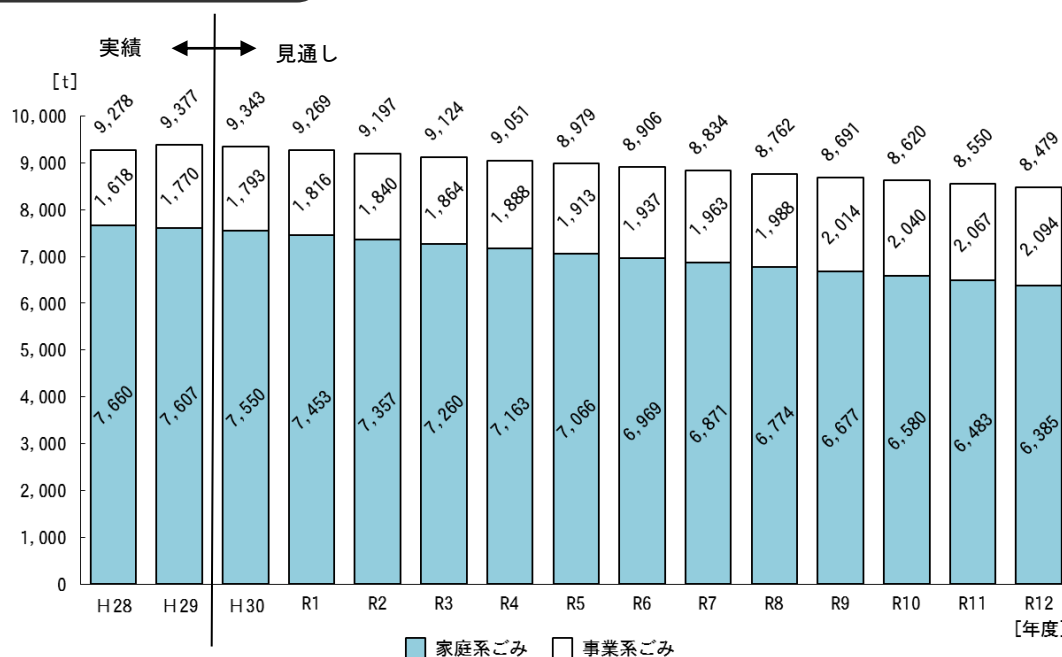


図 2-18 焼却処理量の見通し

③ 粗大ごみ等処理量の目標と見通し

粗大ごみ等の処理量は、平成 29 年度に 1,179t で、計画の推進により直接搬入の増加が約 9%見込まれますが、収集ごみは約 27%の減少を見込んでいるため、令和 12 年度まで、増加させないことを目標とします。

図 2-19 に、粗大ごみ等処理量の見通しを示します。

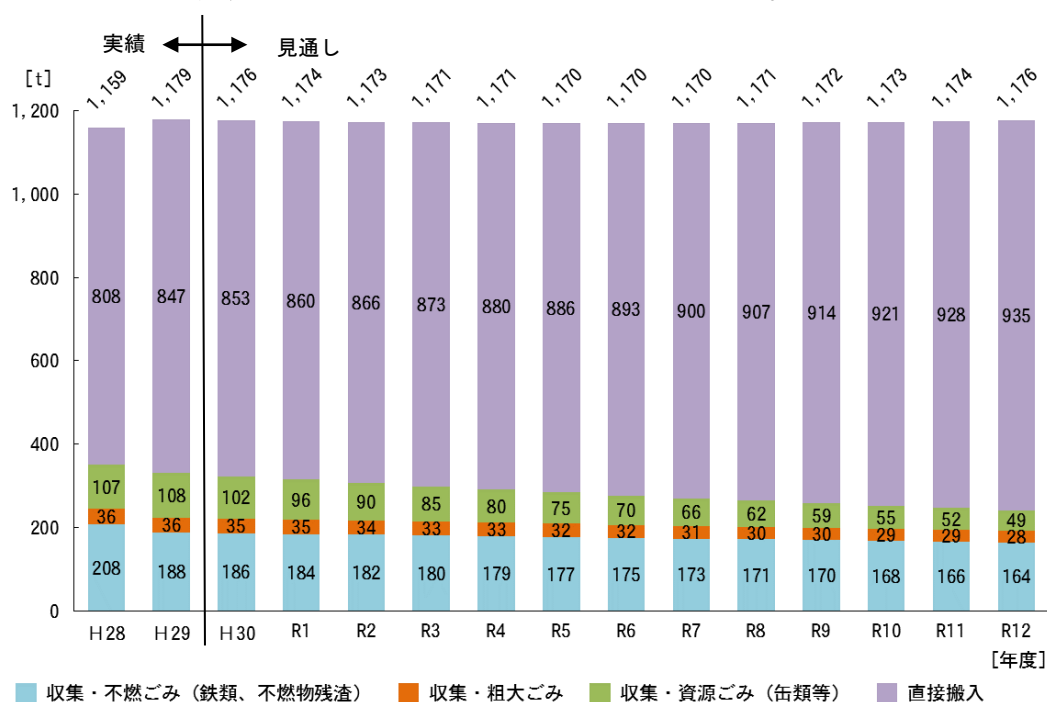


図 2-19 粗大ごみ等処理量の見通し

(4) 最終処分

① 最終処分目標

最 終 処 分 目 標

ごみの発生抑制・リサイクルに係る取り組み、資源物の分別の徹底、破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化を図り、最終埋立処分量を削減します。

② 最終処分量の目標と見通し

最終処分量は、平成 29 年度に 1,226t でしたが、計画の推進により、令和 12 年度までに約 9%の削減（1,112t）を目標とします。

図 2-20 に、最終処分量の見通しを示します。

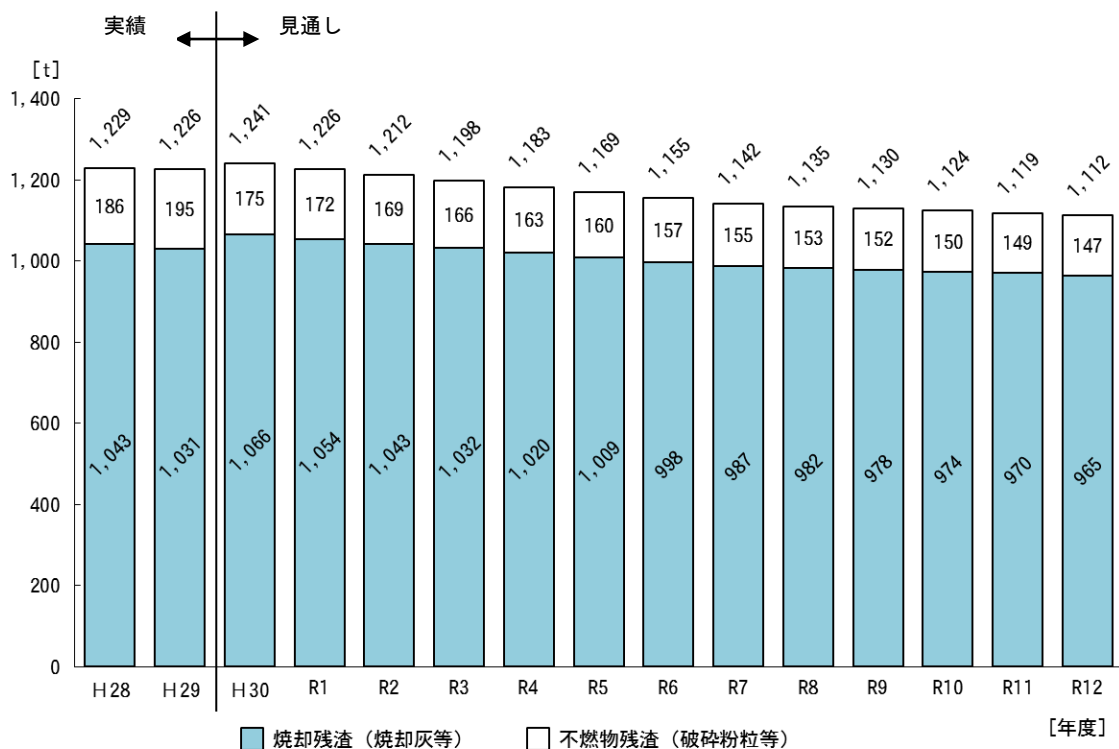


図 2-20 最終処分量の見通し

第3章 目標達成への取り組み

1. 重点施策

目標を達成していくため、取り組みの柱となる重点施策を次のとおりとします。

重点施策1：町民・事業者・行政が一体となってごみの減量化・リサイクルを推進

対応する課題： **課題1** **課題2** **課題3**

ごみの発生抑制 リサイクル率の向上 分別の徹底

循環型社会の実現に向けて優先すべきことは、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））のさらなる推進により、不用物を出さないことです。そのため、町民は環境に配慮したライフスタイルへの工夫と改善を行い、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任^{※1}を踏まえた事業活動を行い、町は町民・事業者の取り組みを促進するための施策を実施し、三者の協力・協働によるごみの発生抑制・リサイクルの取り組みを推進していきます。

重点施策2：環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

対応する課題： **課題4** **課題5**

安全で安定した処理 最終処分量の削減

ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分という過程で、環境への負荷の低減と資源・エネルギーの効率的な回収に努め、自然環境に配慮したごみ処理システムを築きます。また、安全で適正な処理体制の整備に努めます。

ごみを効率的・効果的に分別回収するため、町民・事業者に徹底した分別の協力を求め、環境負荷の低減に努めます。

※1 拡大生産者責任：製品に対する生産者の責任を、製品の消費後の段階まで拡大させるという環境政策上の考え

2. 具体的施策

1) 発生抑制・リサイクル計画

町民、事業者、行政が連携して行動することにより、3Rを推進します。発生抑制・リサイクルにおける取り組みの体系を表 2-14 に示します。

表 2-14 発生抑制・リサイクルにおける取り組みの体系

取組項目		番号	取組の内容
発生抑制・リサイクル計画	行政における方策	取組 1	ごみの発生抑制及び適正排出の普及啓発
		取組 2	環境教育、啓発活動の充実
		取組 3	集団回収の促進
		取組 4	紙類再資源化事業の推進
		取組 5	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組 6	容器包装廃棄物の排出抑制
		取組 7	リユース容器の利用促進
		取組 8	環境物品等の使用推進
		取組 9	バイオマスのリサイクルと有効活用
		取組 10	共同住宅管理者などへの指導
		取組 11	ごみ処理費用の分析及び新たな資源化に関する研究
	町民における方策	取組 12	食品ロス削減の推進
		取組 13	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
		取組 14	容器包装廃棄物の発生抑制
		取組 15	不用品の再使用の推進
		取組 16	分別の徹底
		取組 17	リサイクル活動の推進
		取組 18	生ごみの減量化・堆肥化推進
	事業者における方策	取組 19	発生源における排出抑制
		取組 20	過剰包装の自粛
		取組 21	流通包装廃棄物の抑制
		取組 22	環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
		取組 23	製品の長寿命化への取り組み
		取組 24	店頭回収等の実施
		取組 25	事業者間の協力
		取組 26	食品廃棄物の発生抑制

行政における方策

町は、一般廃棄物の排出状況を的確に把握した上で、その排出抑制に関し、普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めます。

取組 1 ごみの発生抑制及び適正排出の普及啓発

家庭から排出されるごみの排出量は減少傾向を示していますが、もやすごみの約4割を生ごみが占め、次いで約3割を資源物が占めています。生ごみについては、平成30年度に実施したごみ質分析調査の結果、まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品ロスの割合が14.5%を占めていることから、食品ロスの削減について取り組みを強化する必要があるとともに、水切りの徹底、生ごみ処理容器の利用など、ごみの発生抑制及び適正排出の普及啓発に努めます。

また、事業系ごみの収集所への排出を防止するため、定期的なパトロールの実施及び適正排出の指導等の強化に努めます。

○「3010 運動」※1 など宴会時の食べ残しを減らす取り組みの促進や調理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使う方法について広報等による啓発に努めます。

○「フードドライブ」※2 の実施

※1 3010 運動：宴会における最初の30分、最後の10分は食事を楽しんでいただき、食品ロスを減らす運動

※2 フードドライブ：家庭で余っている食べ物を持ち寄り、福祉団体等必要とする人々に寄附する活動

取組2 環境教育、啓発活動の充実

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ、総合的に推進します。

① 学校における環境学習

持続可能な社会の構築に向け、環境を守り、資源を大切にする心を育み、効果的な行動を促すために学校での環境学習を推進します。

○社会科副読本の作成、配布等

② 学習機会の創設

町民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

○美化プラント見学会、あいかわ出前講座の開催等

③ 情報の提供

町民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する啓発や情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

○ごみ処理の状況、愛川町内のNPO、町民団体の主体的な資源回収活動の紹介等

④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進するとともに、リサイクルマーケットを定期的に開催するなど、町民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

○集団回収、不用品交換、バザー、フリーマーケットの開催情報の提供等

○地域における活動の核となる町民の育成等

○愛川リサイクルマーケットの開催

⑤ 事業者の発生抑制・リサイクル

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底するとともに、事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行うなど、ごみの発生抑制を促進します。

また、町民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

○事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布等

取組3 集団回収の促進

集団回収は、ごみの減量化に貢献するばかりではなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、実施する団体に奨励金を交付し、集団回収を促進します。

取組4 紙類再資源化事業の推進

各地域の公園などに設置している「紙類再資源化収納庫」で新聞・雑誌・段ボール・雑古紙を回収します。

また、各収納庫の管理団体には、奨励金を回収量に応じて交付します。

取組5 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・リサイクル等の計画策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう制度の検討を行います。

町自らが事業者として、ごみの減量化・リサイクルを進めてきましたが、今後も継続していきます。

事業所に対し、ごみの減量化・リサイクルを積極的に行うよう、今後も広報紙などを用いて積極的に啓発を行っていきます。

○事業系ごみの排出実態調査による現状の把握

取組6 容器包装廃棄物の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、町民と事業者によるリサイクルシステムの構築を促進するとともに、過剰包装の抑制、レジ袋等の削減を促進し、容器包装廃棄物の発生抑制に努めます。

○事業者と町が共同で店頭回収をPRする等

取組7 リユース容器の利用促進

マイボトル、マイカップ、マイ箸など、リユース容器の利用を促進します。

○ごみ減量化キャンペーン等での町民への呼びかけ等。

取組8 環境物品等の使用推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、町は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

○グリーン購入、資源分別回収等による町役場での率先行動等

取組9 バイオマス^{※1} のリサイクルと有効活用**① 生ごみ処理器等の利用促進**

生ごみ削減の方法や工夫について広報紙やホームページへ掲載し、町民への周知を図ります。

生ごみ処理器等購入費補助金交付制度の周知を図り活用を促進します。

○「愛川キエーロ」をはじめとした生ごみ処理器等購入者への補助金交付及び活用事例の紹介等

② 剪定枝等（剪定枝、落ち葉、草類）のリサイクル

ステーション回収のほか、町の公共施設等から排出される剪定枝等をバイオマスとして利活用し、堆肥化等のリサイクルを推進します。

※1 バイオマス：生ごみ、草・木等再生可能な生物由来の有機性エネルギー資源

③ 廃食用油のリサイクル

温室効果ガスの削減及び循環型社会の形成を推進するため、その一環として家庭で使用済となった廃食用油をリサイクルして有効活用を図ります。

○美化プラントへの直接持込によるリサイクル

取組 1 0 共同住宅管理者などへの指導

共同住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られないケースがあるため、共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する廃棄物の管理徹底を求めます。

○共同住宅等の管理者・経営者に対する指導、協力要請等

取組 1 1 ごみ処理費用の分析及び新たなリサイクルに関する調査研究

ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・リサイクルの行動を促進するために手数料制度を導入している自治体があります。一般廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用の推進を図るため、本町におけるごみ処理費用の分析及び新たな資源化に関する調査研究、さらには手数料制度を導入している先進都市の事例とその効果等に関する調査・研究を検討します。

○本町におけるごみ処理費用の分析及び新たなリサイクル品目に関する調査研究

○他自治体におけるごみの有料化に関する事例調査等

町民における方策

町民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの転換が求められています。

取組 1 2 食品ロス削減の推進

食品については、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」の削減に取り組むことが重要です。SDGs では、2030 年度までに 2000 年度比で小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品の廃棄を半減させると掲げられていることを踏まえ、食品ロス発生量の削減に努めます。

取組 1 3 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、割り箸、プラスチック製のスプーンやフォーク、ストローなどのほか、紙コップなど、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

町は、町民に対し、マイボトルなど繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

取組 1 4 容器包装廃棄物の発生抑制

もやすごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の容器包装用品のごみが含まれています。

商品の購入に当たっては、自らマイバッグ等を持参し、レジ袋などの不要な包装は断ります。また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等を選択するなど、できる限り容器包装廃棄物の発生抑制に取り組みます。

取組 1 5 不用品の再使用の推進

リサイクルマーケットやリサイクルショップ、不用品登録制度などを利用し、中古品（不用品）を活用したり、壊れてしまったものでもできるだけ修理して使う、子ども服などは必要としている人に譲るなど、不用品のリユースを実践します。

取組 1 6 分別の徹底

ごみの減量はもとより、リサイクルを進めるためには、分別がとても重要です。次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、決められたごみと資源物の分別区分により、分別を徹底し、ごみの減量化及び資源物のリサイクルを推進します。

取組 1 7 リサイクル活動の推進

資源物のステーションへの適正排出はもとより、集団回収事業や紙類再資源化事業など地域のリサイクル活動に積極的に参加・協力し、資源の有効利用を図ります。また、資源物を自主的に回収している店舗を利用し、リサイクルの推進に努めます。

取組 1 8 生ごみの減量化・堆肥化推進

可燃ごみの減量化を図るため、生ごみ処理器等を活用し、生ごみの減量化・堆肥化を推進します。

事業者における方策

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ、排出事業者責任を踏まえて、製品が廃棄物等になった後の適正な循環利用・処分に係る取り組みや不法投棄・不適正処理の発生を防止することなどが求められます。

取組 1 9 発生源における発生抑制

排出者責任や拡大生産者責任を認識し、エコアクション 21 や ISO14001 を認証取得するなど、ごみの発生抑制、リサイクルの推進に努めます。

取組 2 0 過剰包装の抑制

過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・リサイクルのルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。また、小売店などの販売者は、レジ袋の有料化などにより過剰包装の削減に取り組みます。

取組 2 1 流通包装廃棄物の抑制

包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

取組 2 2 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用の抑制に努めます。また、可能な限り、ものを消費しない事業活動を心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品などを優先的に使用します。

取組 2 3 製品の長寿命化への取り組み

アフターサービスの充実・低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

取組 2 4 店頭回収等の実施

店舗や事業所の空きスペースを町民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

取組 2 5 事業者間の協力

事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

取組 2 6 食品廃棄物の発生抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。

2) 収集・運搬計画

町民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的かつ迅速に収集・運搬することにより、リサイクル及び適正処理を推進します。

収集・運搬における取り組みの体系を表 2-15に示します。

表 2-15 収集・運搬における取り組みの体系

取組項目		番号	取組の内容
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 3	分別区分の周知・徹底
		取組 4	収集形態・収集回数
		取組 5	町民サービスの充実
		取組 6	収集・運搬車両の見直し
		取組 7	ごみ収集所の管理徹底
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 8	事業系ごみの収集・運搬
		取組 9	許可業者による収集と直接搬入

取組 1 分別の徹底

町民に対して、「ごみ・資源物収集カレンダー」や、「ごみと資源 新分別の手引き 家庭用ガイドブック（保存版）」に従い、分別を徹底していただくよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、リサイクル及び適正処理・処分が図れるよう衛生的かつ迅速に収集・運搬します。

取組 2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは町直営及び委託業者による収集・運搬を原則とします。

事業系ごみについては、許可業者による収集・運搬のほか、自ら減量化、リサイクルを図った後、分別し、直接搬入します。

取組3 分別区分の周知・徹底

環境負荷の少ない循環型社会を目指すため、分別区分の周知・徹底、なかでも「もやすごみ」として排出されがちな「雑古紙」や「プラスチック製容器包装」、「剪定枝」等資源物の適正排出を促進し、さらなるごみの発生抑制やリサイクルに努めます。

表 2-16 分別区分

分別区分		種類	出し方
もやすごみ (可燃ごみ)		生ごみ、貝殻、皮革類、汚れた紙くず、人形、バケツ、カセットテープ、CD、衛生用品など	・透明又は半透明の袋に入れて出す
資源 A	ビン	ビールビン、化粧ビンなど	・透明又は半透明の袋に入れて出す
	紙類	新聞、雑誌類、ダンボール、雑古紙（包装紙や菓子箱など）	・ひもで十文字に束ねて出す ・雑古紙は紙袋やレジ袋に入れて出す
	紙パック	牛乳パック、ジュースパックなど	・切り開き乾かしてからヒモなどで束ねて出す
	不燃ごみ	小型家電製品、フライパン、なべ、かさ、蛍光灯、陶磁器類など	・透明又は半透明の袋に入れて出す
	乾電池	乾電池	・透明又は半透明の袋に入れ、「乾電池」と表示して出す
	発泡スチロール	発泡スチロール類	・透明又は半透明の袋に入れて出す ・発泡スチロールは束ねて出す
資源 B	缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	・中をすすいでつぶし、透明又は半透明の袋に入れて出す（スプレー缶はガスを抜く）
	ペットボトル	ペットボトル	・キャップ・ラベルをはずして中をすすぎ、つぶして透明又は半透明の袋に入れて出す
	古着類	靴下、ワイシャツ、ポロシャツなど	・雨などに濡れないように、透明又は半透明の袋に入れて出す
資源 C	プラスチック製容器包装	プラ識別マークのある食品の袋、タバコ・ティッシュの外袋フィルム、プリン・カップ麺の容器、食品トレイ、シャンプー・洗剤のボトルなど	・透明又は半透明の袋に入れて出す
	剪定枝	剪定枝、落ち葉、草	・剪定枝は、太さ 5cm・直径 25cm 以下に束ねて出す
廃食用油		廃食用油	・ペットボトルに入れて出す
粗大ごみ		タンス、ベッド、じゅうたん、布団、机、スキーセット、ストーブ、自転車など（縦・横・高さのいずれかが 50cm を超えるもの）	指定なし
タイヤ・バッテリー		タイヤ、バッテリー	指定なし
家電リサイクル		家電四品目	排出前にリサイクル料金を支払う

取組 4 収集形態・収集回数

現状の収集体制を基本として、安定的・効率的に収集できる体制を維持するとともに、社会情勢の変化に対応した収集方式について検討します。

表 2-17 収集形態・収集回数

区分		収集方式等	収集回数
もやすごみ (可燃ごみ)		ステーション方式 (直接持込可)	週 2 回
資源 A	ビン	ステーション方式 (直接持込可)	隔週 1 回 (2~3 回/月)
	紙類		
	紙パック		
	不燃ごみ		
	乾電池		
	発泡スチロール		
資源 B	缶		隔週 1 回 (2~3 回/月)
	ペットボトル		
	古着類		
資源 C	プラスチック製容器包装		週 1 回
	剪定枝		隔週 1 回 (2~3 回/月)
廃食用油		直接持込方式	持込可能 (時間内)
粗大ごみ		戸別訪問収集方式	
		直接持込方式	持込可能 (時間内)
タイヤ・バッテリー		直接持込方式	持込可能 (時間内)
家電リサイクル		戸別訪問収集方式	
		直接持込方式	持込可能 (時間内)

取組5 町民サービスの充実

自ら収集所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、見守りを兼ねた戸別訪問収集（愛川町ふれあい戸別収集）の活用を促すなど、高齢者や障がい者に対する町民サービスの充実に努めます。

このほか、処理困難物に関しては、排出者の責任で処理することを原則としますが、処理の依頼先などに関する情報を収集し、町民に提供できるように努めます。

取組6 収集・運搬車両の見直し

収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、車両の更新等にあたっては、低公害車の導入を積極的に行います。

表 2-18 収集・運搬車両の体制

区 分 車 両	直営台数 (うち低公害車)	委託台数	合計台数 (うち低公害車)
巻込車 (2t) 【もやすごみ、資源C用】	7 台 (5 台)	2 台	9 台 (5 台)
ダンプ (2t) 【資源A、資源B用】	6 台	2 台	8 台
合 計	12 台 (5 台)	4 台	16 台 (5 台)

(平成31年3月末現在)

取組7 ごみ収集所の管理徹底

ごみ収集所における清掃などを含めた維持管理は、それぞれの自治会等によって行います。各自治会、町民のマナーや美しい環境への意識向上によって、ごみ収集所の管理徹底を促進していきます。

○ごみ出しのルールとマナー

取組8 事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

取組 9 許可業者による収集と直接搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に搬入します。

収集・運搬業の許可については、原則として新規の許可は行いませんが、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととします。

3) 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、リサイクルを優先し、リサイクルすることが困難なものは、焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。

中間処理における取り組みの体系を表 2-19に示します。

表 2-19 中間処理における取り組みの体系

取組項目		番号	取組の内容
中間 処理 計画	適正処理の推進	取組 1	適切な焼却処理の継続
		取組 2	適切な破碎・リサイクル処理の継続
	広域処理	取組 3	焼却処理の広域化
		取組 4	粗大ごみ処理の広域化
	リサイクルの推進	取組 5	民間活用の推進

取組 1 適切な焼却処理の継続

本町から発生する可燃ごみ、粗大ごみ（一部処理したものを含む）及び処理選別後に発生する残渣については、平成25年4月から厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき焼却処理を厚木市環境センターに委託していますが、これまでと同様に適切な処理ができるよう関係機関との連携を図るとともに、リサイクルの推進により一層力を入れ、焼却量の減量に取り組みます。

取組2 適切な破碎・リサイクル処理の継続

家庭から排出される粗大ごみの処理にあたっては、破碎処理を行うなど適切な処理に努めます。また、資源物の処理については、現行の方法での処理を基本とし、資源の循環に努めます。

取組3 焼却処理の広域化

厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、平成25年度から厚木市環境センターで焼却処理を行っています。

また、令和7年度に予定している厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設の稼働後は、当該施設により適正な処理を行い、焼却残渣については、資源化技術の進展を踏まえ、循環型社会の構築の趣旨に基づき、民間事業者の活用により、全量リサイクルを目指すこととします。

取組4 粗大ごみ処理の広域化

粗大ごみについては、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、厚木市環境センターで破碎後の可燃物を処理しています。

厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設稼働後についても、粗大ごみ処理の広域化を推進し、適正処理に努めます。

取組5 民間活用の推進

リサイクルに関して、町で処理することが困難な資源物については、安全性、効率性、経済性、信頼性等、優れた技術やノウハウを有する民間事業者の活用にも努めるなど、リサイクル事業を活性化していきます。

4) 最終処分計画

残渣類の安全、安定した最終処分を行います。最終処分における取り組みの体系を表 2-20に示します。

表 2-20 最終処分における取り組みの体系

取組項目	番号	取組の内容
最終処分計画	取組 1	最終処分量の減量を目指したシステム構築
	取組 2	適正な最終処分とリサイクルの推進

取組 1 最終処分量の減量を目指したシステム構築

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別の徹底、破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化を民間事業者の活用により目指します。

取組 2 適正な最終処分とリサイクルの推進

ごみ焼却施設から発生する焼却残渣及び粗大ごみ処理（破碎）施設から発生する不燃残渣については、当面、県外の民間処分場への委託処理を継続します。

また、令和7年度から稼働予定の厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設から発生する焼却灰及び不燃残渣については、民間事業者の活用により全量リサイクルを目指します。

3. その他ごみ処理に関する取り組み

その他ごみ処理に関する取り組みの体系を表 2-21 に示します。

表 2-21 その他ごみ処理に関する取り組みの体系

取組項目		番号	取組の内容
その他の事項	災害廃棄物の処理・処分	取組 1	災害廃棄物等の処理体制の整備
		取組 2	災害時における生活ごみの収集処理
		取組 3	災害廃棄物の処理
	町民・事業者・行政の連携	取組 4	愛川町廃棄物対策審議会の設置
		取組 5	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組 6	適正な処理・処分の指導強化
		取組 7	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策の強化	取組 8	不法投棄対策の推進

取組 1 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害により排出される災害廃棄物を迅速確実に収集し、環境衛生の万全を期するための体制を整備するため、平常時から支援体制を含めた十分な対策を講じておく必要があり、なかでも災害廃棄物を一時的に集積する仮置場候補地の選定について検討を行います。

また、近年、多発化・大型化する台風や局地的豪雨等の影響を考慮し、町災害廃棄物処理計画に風水害を加えるなど、見直しを図ります。

取組 2 災害時における生活ごみの収集処理

災害時において、ごみ処理施設の被災状況を確認し、収集運搬の可能能力等を調査、把握します。また、町内で発生する生活ごみの量とごみ処理能力を勘案し、処理が困難であると判断したときは、住民生活の支障のない公用地等に搬入並びに一時集積するとともに、近隣市町村及び県に応援を要請します。

取組3 災害廃棄物の処理

災害発生後、障害物の除去及び道路の啓開、応急復旧に伴って生じる災害廃棄物の処理については、がれきの粉碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るなど、環境負荷の低減、資源の有効活用に努めるとともに、アスベスト等の有害な廃棄物については、廃棄物処理法等に従い適正な処理に努めます。

取組4 愛川町廃棄物対策審議会の開催

愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、廃棄物の減量、適正処理に関する事項その他町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ、調査及び審議するため、愛川町廃棄物対策審議会を開催します。

取組5 環境美化の推進

愛川町における美化活動の定着、「ごみゼロ・クリーンキャンペーン」などの地域の環境美化運動、地域ボランティア、NPO等を中心とした環境美化活動、各種広報紙による啓発を推進し、町民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

取組6 適正な処理・処分の指導強化

町で処理困難物としている品目は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

また、家電リサイクル法対象製品（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫）は、法律で定められたリサイクル料金を負担して処分を依頼すること、パソコンのリサイクルについては、パソコンメーカーにリサイクルを依頼するよう周知します。

— 処理困難物の一例 —

- オートバイ ●ピアノ ●ブロック ●金庫 ●注射器 ●建築廃材
- 農薬・劇薬 ●産業廃棄物など

家電・パソコンリサイクル

- 家電リサイクル法対象製品（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫）
- パソコン（本体・モニター）

取組 7 医療系廃棄物への対応強化

高齢化による在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び医療機関を介した適正な処理・回収ルートを活用するよう町民へ啓発します。

取組 8 不法投棄対策の推進

不法投棄によるごみ量は減少傾向にありますが、関係機関との協力による監視体制の強化など、さらなる不法投棄対策を推進します。

- （公社）愛川町シルバー人材センターによる不法投棄巡回パトロール
- 神奈川県との合同による不法投棄監視取締りパトロール
- （一財）家電製品協会との不法投棄未然防止事業協力の覚書締結による不法投棄の未然防止対策
- 多発箇所に不法投棄防止看板や不法投棄防止柵、不法投棄監視カメラの設置
- 警察との連携による投棄者の摘発
- 廃棄物不法投棄情報提供報奨金の制度により、環境保全に影響を与えられる一般廃棄物、産業廃棄物等を不法投棄した者の情報を町に提供し、不法投棄者が判明し、処理解決できた場合に情報提供者に報奨金を交付します。
- 河川遊客が増加するゴールデンウィーク及び夏期における河川美化広報の実施
- 土地所有者及び管理者等の管理責任者に対し、防止柵や看板の設置を促す等、自己管理の強化を要請します。

4. 施策体系一覧

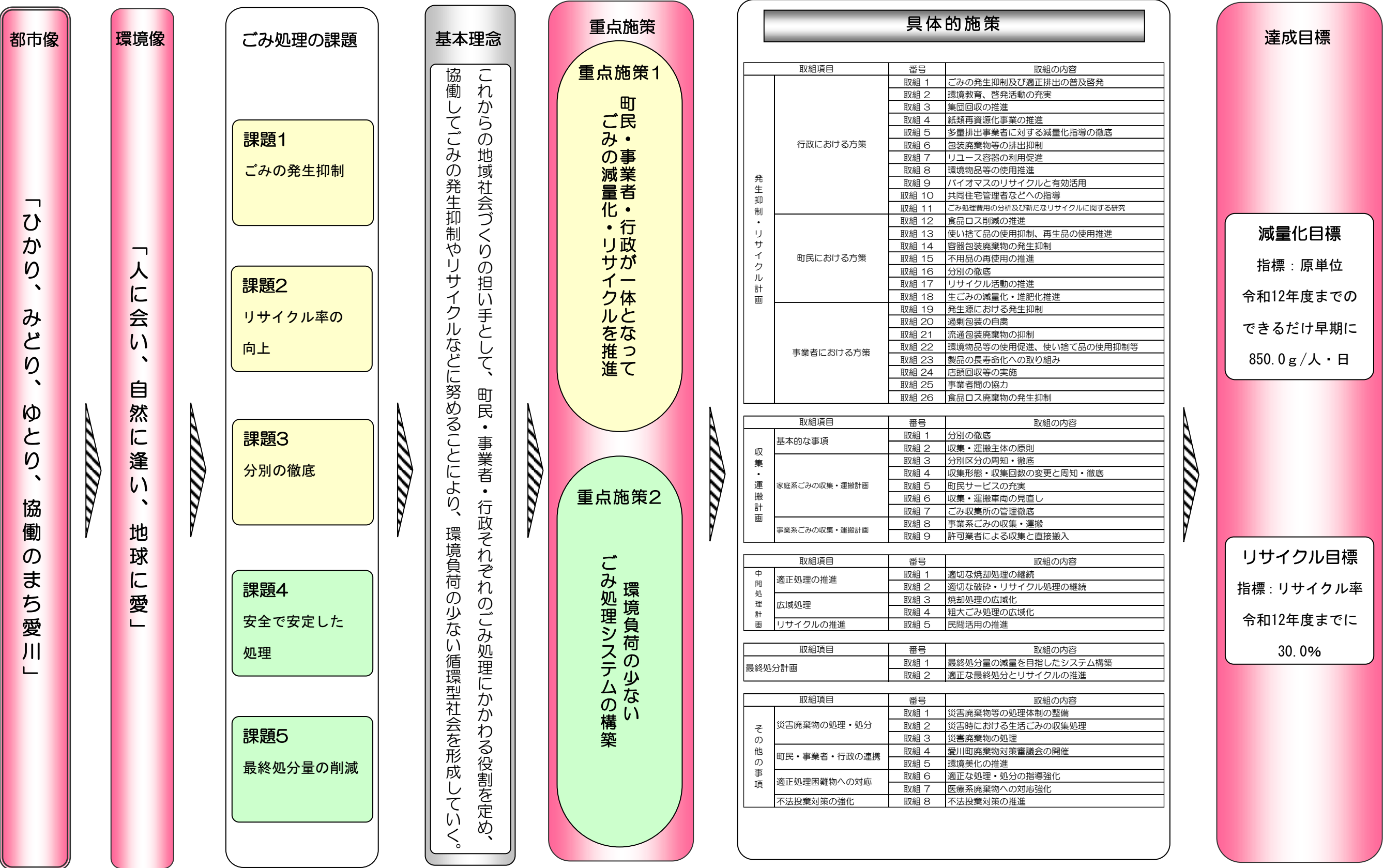


図 2-21 施策体系一覧

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理基本計画策定の背景

中津川の悠久の流れに臨む豊かな美しい自然の恵みは本町の特長のひとつであり、生活にやすらぎやうるおいを与えるほか、レクリエーションとしての場を提供しています。良質な水資源の保全は、生活の基本であるだけでなく、将来にわたって快適で衛生的な暮らしを営む上で不可欠です。

本町は、相模川の中流、中津川の上流に位置するため、水を通じて下流地域の人々の暮らしに深く関わっており、相模川には、神奈川県内広域水道企業団、神奈川県営水道の取水施設があるとともに、相模湾は漁業海域であることから、水質保全・改善における下水道の役割は非常に大きいものとなっています。さらには、相模川、中津川、その水系がもたらす水辺環境は、周辺の自然環境とともに重要な観光資源でもあります。

町民に安全な水を安定的に供給するとともに、公共下水道への接続を促進するほか、市街化調整区域にあっては合併処理浄化槽の普及を促進し、快適な生活環境の整備を行う必要があります。

生活排水処理基本計画は、豊かな水資源を未来へと引き継ぎ、ゆとりと潤いを感じられる生活環境の整備の充実に向けて策定するものとします。

第2章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

1) 関係法令

① 関係法令の概要

水質汚濁の防止などに関しては様々な法律が施行されており、こうした法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法の概要等を表 3-1 に示します。

表 3-1 関連法の概要等

年 月 (公布)	関 連 法	概 要
S45.12	水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、町民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
S58.5	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。
S33.4	下水道法	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
S44.7	農業振興地域の整備に関する法律	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

② 国・県の計画

国及び県では、生活排水の対策と生活排水処理施設の整備を推進するための計画を定めています。表 3-2 に生活排水対策等に関する国・県の計画の経過を示します。

表 3-2 生活排水の対策等に関する国・県の計画の経過

年 月	関連する計画等
平成15年10月	社会資本重点計画(国)
平成16年 3月	神奈川県生活排水処理施設整備構想(県)
平成21年 3月	社会資本重点計画改定(国)
平成23年 2月	改訂 神奈川県生活排水処理施設整備構想(県)
平成27年 9月	社会資本重点計画改定(国)
平成31年 1月	改訂 神奈川県生活排水処理施設整備構想(県)

③ 愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本条例は、昭和 47 年 3 月 30 日に施行し、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めています。

本基本計画の策定、変更は本条例に基づきます。

2) 国、県の達成目標

① 国の目標

国では、社会資本整備重点計画法に基づき社会資本重点計画を策定（平成 27 年 9 月）しており、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率（生活排水処理率と同意）を令和 2 年度までに 96%にすることを目標としています。

② 県の目標

県では、改訂 神奈川県生活排水処理施設整備構想を策定しており、計画目標としては、生活排水処理施設の整備率を平成 28 年度を基準年次として、令和 7 年度に 99%、令和 12 年度には、100%に設定しています。

2. 生活排水処理体系

本町の生活排水の処理体系を図 3-1 に示します。

生活雑排水は、相模川流域下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設で処理を行っています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽等から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、愛川町衛生プラントで処理を行っています。

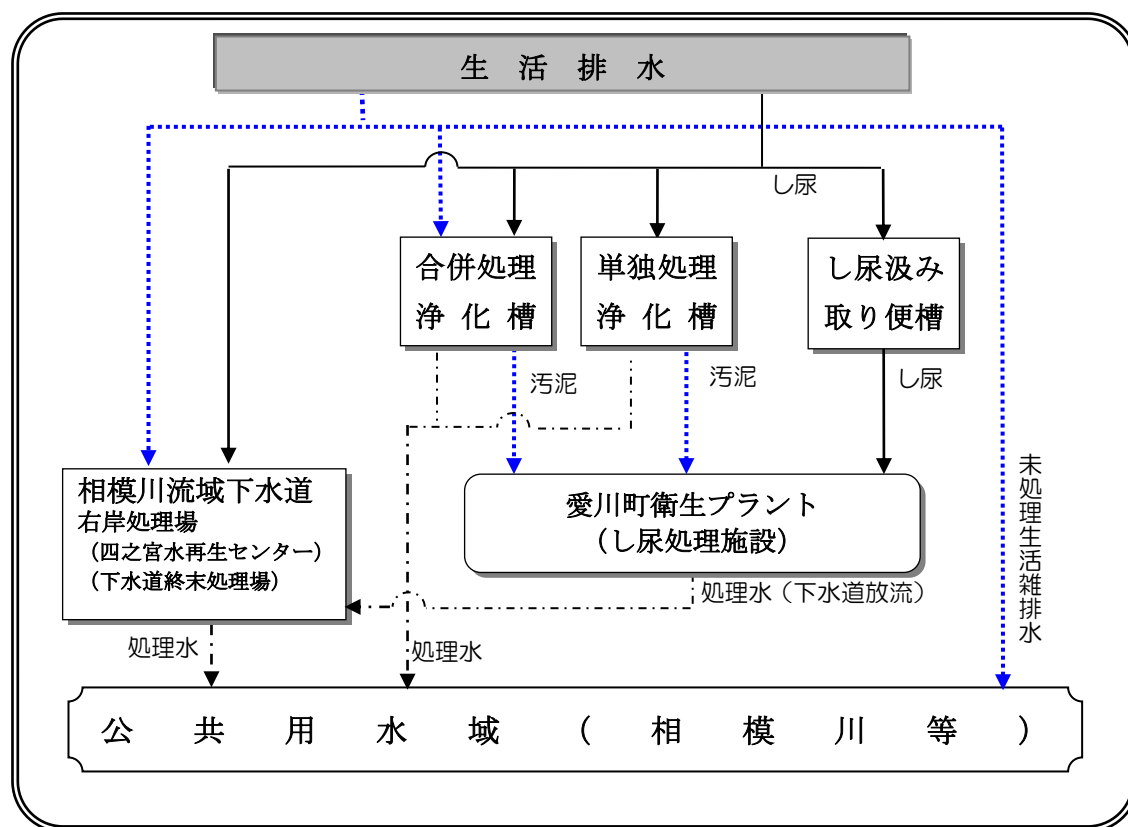


図 3-1 生活排水の処理体系

注) 「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

注) 本計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

1) 生活排水の処理主体

本町の生活排水の処理主体を表 3-3 に示します。

表 3-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処 理 主 体
流域下水道	生活排水	相模川流域下水道右岸処理場 (四之宮水再生センター)
合併処理浄化槽	生活雑排水及びし尿	個人・事業者・町
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者
し尿処理施設	し尿	愛川町衛生プラント

2) 処理形態別人口の推移

本町の処理形態別人口の推移を図 3-2 に示します。

流域下水道の整備、合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口※¹（単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口）が、減少しています。

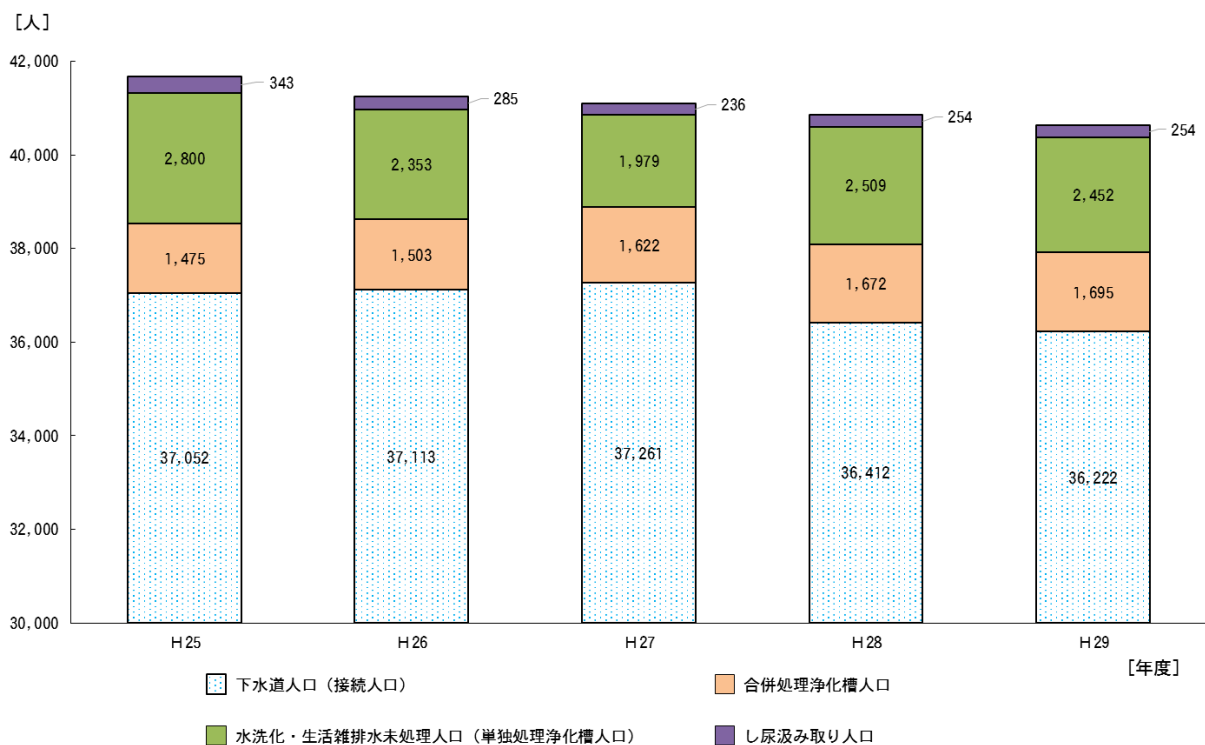


図 3-2 処理形態別人口の推移

※¹ 生活雑排水未処理人口：単独処理浄化槽人口、し尿収集人口と自家処理人口の合計

3) 生活排水処理率の推移

本町の総人口に占める流域下水道、合併処理浄化槽等によって生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、平成 25 年度の 94.1%に対し、平成 29 年度は 94.8%となっています。

生活排水処理率は次の式により求めます。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = (\text{流域下水道人口} + \text{合併処理浄化槽人口}) \div \text{住民基本台帳人口} \times 100$$

環境省一般廃棄物処理実態調査における全国的生活排水処理に係わる実績データに基づき、全国平均、神奈川県平均及び本町的生活排水処理率を計算した結果を図 3-3 に示します。

これによると本町の平成 29 年度的生活排水処理率は 94.8%となっています。

全国平均、神奈川県平均と比較すると、全国平均よりも 8.2 ポイント高く、神奈川県平均を 1.9 ポイント下回った値となっています。

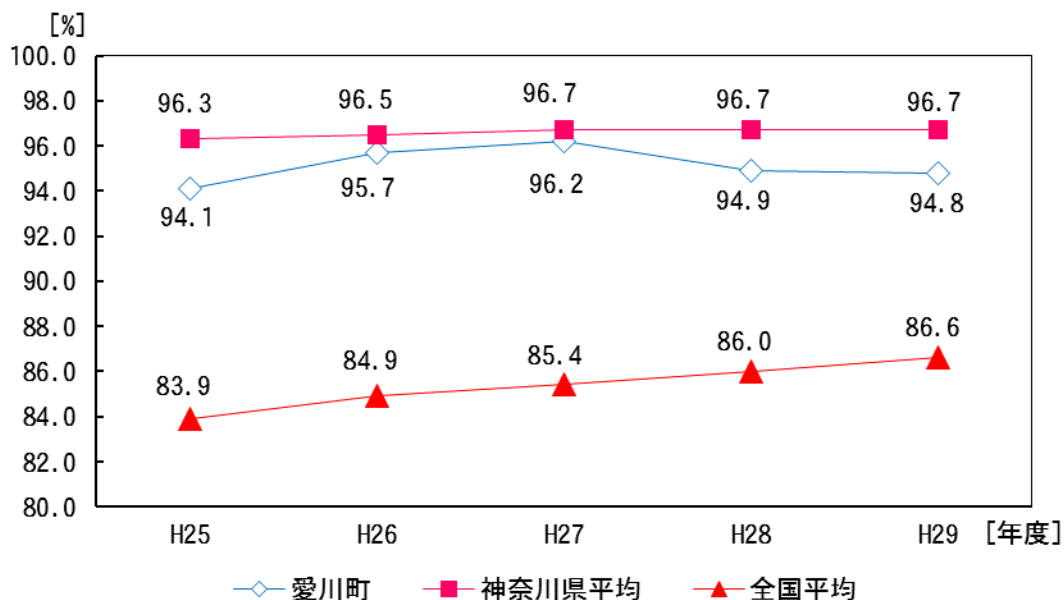


図 3-3 生活排水処理率

4) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理量を図 3-4 に示します。

尿処理量は、平成 25 年度の 490 kL から平成 29 年度の 331 kL と減少傾向を示していますが、浄化槽汚泥量は、平成 25 年度の 4,824kL から平成 29 年度の 4,986 kL と横ばい傾向で推移しています。

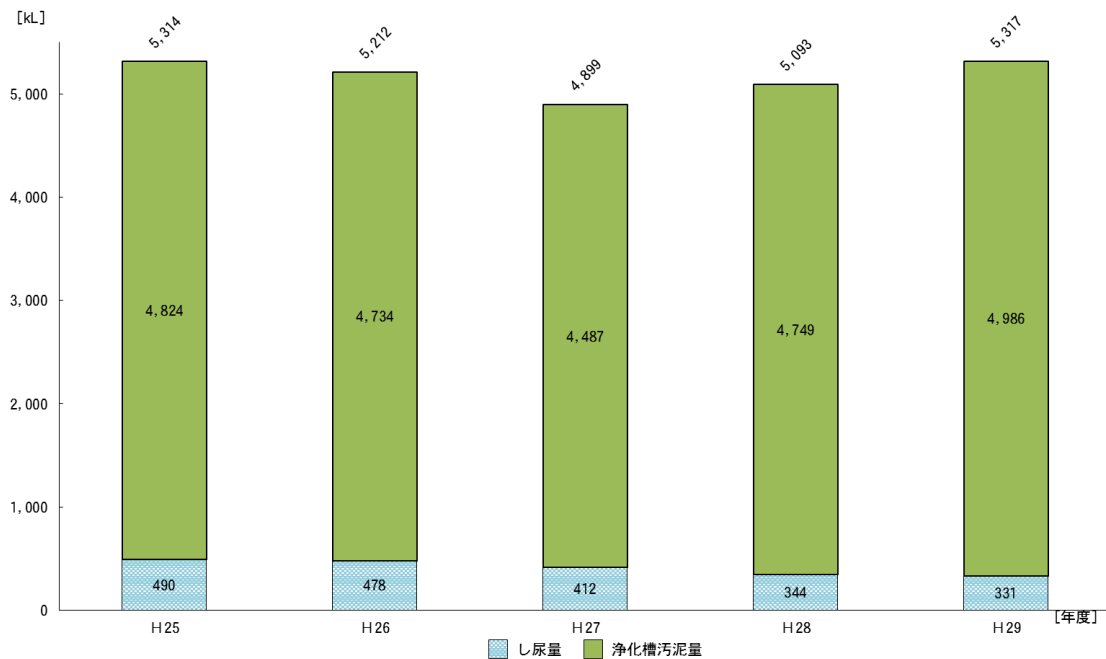


図 3-4 し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

5) 周辺市町村の生活排水処理状況

周辺市町村の生活排水処理率は、表 3-4 のとおりとなっています。

本町では引続き生活排水の未処理解消に向け、生活排水処理対策を推進していく必要があります。

表 3-4 周辺市町村の生活排水処理率

項目	愛川町	相模原市	厚木市	座間市	清川村
人口(人)	40,607	722,157	225,693	130,404	2,980
生活排水処理人口(人)	38,482	695,864	200,043	122,373	2,852
生活排水処理率(%)	94.9	96.2	92.9	94.6	92.4

出典：平成 29 年度環境省一般廃棄物処理実態調査

6) 下水道

本町の下水道の概要（計画）を表 3-5 に示します。

また、表 3-6 に下水道終末処理場の概要を示します。

表 3-5 下水道の概要（計画）

地 域	相模川流域下水道
目 標 年 次	令和12年度
下 水 排 除 方 式	分流式
計 画 区 域 面 積	1,237.82ha
計 画 人 口	38,700人
計 画 汚 水 量	30,370 m ³ /日最大

表 3-6 下水道終末処理場の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	相模川流域下水道右岸処理場 (四之宮水再生センター)
所 在 地	平塚市
事 業 主 体	公益財団法人 神奈川県下水道公社
処 理 能 力	39.4万 m ³ /日最大
処 理 方 式	標準活性汚泥法＋急速ろ過法
処 理 区 域 面 積	11,869.04 ha
処 理 区 域 人 口	576,500人
供 用 開 始	昭和48年6月
放 流 先	鹿見堂排水路（相模川）

出典：かながわの流域下水道（平成 30 年 3 月）

7) 収集・運搬

① 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥は、町が直営で収集・運搬しています。町民がし尿処理施設へ直接、収集を依頼する方式としています。

② 収集・運搬車両

し尿等の収集・運搬車両はバキューム車で行っています。

③ 収集・運搬区域

本町全域（下水道整備済区域を除く）が収集・運搬区域となっています。

8) 中間処理

① 中間処理の概要

町が直営で収集した、し尿及び浄化槽汚泥は、町のし尿処理施設で処理を行っています。

② し尿処理施設の概要

本町のし尿処理施設の概要を表 3-7 に示します。

表 3-7 し尿処理施設の概要

項 目	内 容
施 設 名 称	愛川町衛生プラント
所 在 地	愛川町中津5,188番地
事 業 主 体	愛川町
処 理 能 力	37 kL/日
処 理 方 式	高負荷好気性消化処理
竣 工 年 月	昭和61年3月

出典：愛川町下水道中期ビジョン（平成 23 年 3 月）

③ 下水道放流水の水質

愛川町衛生プラントにおいて処理後に発生する下水道放流水の水質を表 3-8 に示します。

表 3-8 下水道放流水の水質（設計値）

項 目	愛川町衛生プラント
pH	5.8～8.6
BOD (mg/L)	360 mg/L 以下
浮遊物質 (mg/L)	500 mg/L 以下

出典：かながわの流域下水道（平成 30 年 3 月）

9) 最終処分

中間処理後の処理水は下水道に放流します。

し尿等処理後に発生する汚泥は愛川町衛生プラントで焼却処理し、民間事業者に最終処分を委託しています。

3. 生活排水処理の課題

課題1 発生源における対策を強化する

生活排水処理率は、神奈川県平均と比較して低い値となっています。

これは、公共用水域へ生活雑排水を未処理で放流している人口割合が高いことを示しており、公共下水道への接続の促進、合併処理浄化槽の利用促進が求められます。

課題2 生活排水処理率の向上を図る

平成31年1月に改訂された神奈川県生活排水処理施設整備構想では平成28年度を基準年次として生活排水処理率を令和12年度に100%に設定しています。本町では平成29年度実績が94.8%となっており、県の目標を達成するため、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の整備・普及等、生活排水を適正に処理する環境づくりが課題となっています。

課題3 合併処理浄化槽を整備する

市街化調整区域内では生活排水対策を講じるうえで、合併処理浄化槽の普及が重要です。単独浄化槽をはじめ、生活雑排水の処理を行っていない世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進することが課題となっています。

第3章 計画の目標

1. 基本目標

生活排水処理基本計画の基本目標を次のように定めます。

生活排水処理基本計画の目標

中津川の悠久の流れに臨む豊かな美しい自然の恵みを未来へと引き継ぐため、日常生活や事業活動に伴う水質汚濁要因の最小化に努め、公共下水道や合併浄化槽の整備・普及により、生活排水の適切な処理を推進し、快適な生活環境の整備を進めます。

- ★町民、事業者の生活排水の排出者責任、自己管理責任の意識が高いまち
- ★きれいで安全な水資源を守るため、町民・事業者・行政が協働して取り組むまち
- ★生活排水の処理・処分を適正に行い、快適な生活環境をつくるまち
- ★生活排水の処理において環境負荷が少なく、資源を循環活用するまち

2. 町民・事業者・行政の役割

公共用水域の水質保全を推進する上で、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して生活排水対策に取り組み、協働・連携して行動するとともに、PDCAサイクルを徹底していくことが重要です。

行政の役割

- 生活排水が適正に処理されるよう公共下水道への接続、市街化調整区域については、合併処理浄化槽の整備・普及を促進していきます。
- 収集・運搬されたし尿、浄化槽汚泥は、愛川町衛生プラントで適正に処理・処分を行います。
- 町民・事業者に向けて、水環境に関する情報の提供や学習の機会を設け、自発的な活動を促します。また、合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の周知を図ります。

事業者の役割

- 事業活動に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質については、適正な処理が行えるよう処理施設を整備し、処理します。
- 生活排水については公共下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置により処理します。

町民の役割

- 町民は、生活雑排水は台所・風呂・洗濯場等が発生源であることを認識し、水質保全の中心的役割として生活雑排水の発生抑制に取り組みます。
- し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、生活雑排水が処理できるよう公共下水道、合併処理浄化槽を活用します。

3. 基本方針

基本目標を具現化するため、次のとおり基本方針を定め、生活排水処理を推進します。

基 本 方 針

- 公共下水道への接続の促進
- 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の普及促進・維持管理の徹底
- 生活排水の発生抑制

4. 生活排水処理目標と処理形態別人口の見通し

① 生活排水処理目標

生 活 排 水 処 理 目 標

平成28年度^{※1}における生活排水処理率94.9%を基準とし、計画期間の令和7年度（6年後）に、99.2%以上（4.3ポイント増）を目指します。
令和12年度（11年後）に、100%（5.1ポイント増）を目指します。

② 処理形態別人口の見込み及び処理量の見込み

下水道人口は、平成28年度の実績値37,189人に対し、令和12年度には34,580人となる見込みです。

合併処理浄化槽人口は、平成28年度の実績値1,555人に対し、令和12年度には3,420人となる見込みです。

※1 改訂神奈川県生活排水処理施設整備構想（平成31年1月）の基準年次と整合性を図るため、平成28年度を基準とする。

第4章 目標達成への取り組み

1. 重点施策

重点施策1

～公共下水道への接続の促進～

公共下水道が整備された地域においては、生活排水の適切な処理を行うために、接続を促進します。

重点施策2

～合併処理浄化槽への転換の促進～

公共下水道の整備区域外の地域においては、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

2. 具体的施策

1) 発生抑制・リサイクル計画

生活排水の発生抑制・リサイクルにおける取り組みの体系を表 3-10 に示します。

表 3-10 発生抑制・リサイクルにおける取り組みの体系

取組項目		番号	取組の内容
発生抑制・リサイクル計画	行政における方策	取組 1	地域に応じた生活排水処理施設の整備
		取組 2	公共下水道への接続の促進
		取組 3	合併処理浄化槽への転換の促進
		取組 4	汚濁負荷の低減
		取組 5	リサイクルの推進
	町民、事業者における方策	取組 6	生活排水処理施設の利用促進
		取組 7	事業所における方策

取組 1 地域に応じた生活排水処理施設の整備

各地域において必要となる生活排水処理施設は異なることから、地域の特性に応じた整備手法を採用し、生活排水処理を効率的に推進します。

取組 2 公共下水道への接続の促進

本町の下水道（汚水事業）は、市街化区域内は整備済であるため、これらの地域では、公共下水道への接続を促進します。

取組3 合併処理浄化槽への転換の促進

既存の単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するため、合併処理浄化槽設置整備補助制度等の拡充を図ります。

また、合併処理浄化槽の適正な維持管理の徹底を図るため、浄化槽管理者に対し、法定検査の受検や保守点検の実施についての周知・啓発を行います。

取組4 汚濁負荷の低減

河川、湖沼などの公共用水域の汚濁の主因は、生活雑排水であるという意識の醸成と、水質浄化に対する啓発を図ります。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ○三角コーナー及びストレーナー※1等の設置 | ○アクリルたわしを用いるなどして、洗剤の使用量を削減 |
| ○廃食用油の再利用、再生利用の推進 | ○洗車時は排水量を少しでも減らすような工夫 |
| ○油や食べ残し等の排水口への廃棄の抑制 | ○米のとぎ汁の有効利用 |
| ○合成洗剤、シャンプー、リンス、歯磨き粉等は適量を使用 | ○節水の励行 |

取組5 リサイクルの推進

リサイクルとは、し尿処理施設等において中間処理後に発生する汚泥などを有効に利活用することを示し、民間委託によるリサイクルを推進します。

取組6 生活排水処理施設の利用促進

公共下水道の整備済み区域においては、公共下水道への接続及び利用を促進します。

市街化調整区域では合併処理浄化槽の設置及び利用を推進します。

※1 ストレーナー：排水口等に設ける固体と液体を分離する器具

取組 7 事業所における方策

事務所等にあつては、家庭における対策と同様に生活排水処理施設による適正な処理を推進します。

工場等にあつては、関連法に基づく公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進します。

2) 収集・運搬、処理・処分等の計画

収集・運搬、処理・処分等の事項における取り組みの体系を表 3-11 に示します。

表 3-11 収集・運搬、処理・処分等の事項における取り組みの体系

取組項目		番号	取組の内容
収集・運搬、 処理・処分等	収集・運搬計画	取組 1	し尿等の収集・運搬の推進
	中間処理計画	取組 2	適正処理の推進
	最終処分計画	取組 3	安全で安定した最終処分

取組 1 し尿等の収集・運搬の推進

収集・運搬とは、し尿汲み取り便槽、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から回収されるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を示します。

収集・運搬区域を本町全域の内、下水道整備済区域を除く区域を原則とします。

し尿及び浄化槽汚泥については、町直営による収集・運搬を行っていますが、安全に安定した処理が持続的に行えるよう、収集運搬体制のあり方について、調査・研究を行います。

取組 2 適正処理の推進

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、愛川町衛生プラントで適正な処理を行います。施設の老朽化に対応するための調査・研究を行います。

取組 3 安全で安定した最終処分

中間処理後の処理水は下水道に放流します。

し尿等処理後に発生する汚泥は愛川町衛生プラントで焼却処理し、民間事業者へ最終処分を委託します。また、リサイクルについても調査・研究を進めます。

3. その他生活排水処理に関する取り組み

その他生活排水処理に関する取り組みの体系を表 3-12 に示します。

表 3-12 その他生活排水処理に関する取り組みの体系

取組項目	番号	取組の内容
その他の事項	取組 1	災害発生時の処理・処分
	取組 2	町民・事業者に対する広報・啓発活動

取組 1 災害発生時の処理・処分

災害の発生に伴い、下水道管きょの破損、処理場の機能停止等により、通常のし尿処理に支障をきたすことが生じると予想されるため、災害発生時には、速やかに下水道処理区域の管きょ等施設の被害状況及び下水道の使用できない戸数、し尿の排出量を把握します。状況によって、貯留式仮設トイレの調達、設置を行うものとします。また、し尿処理場が使用できない場合、処理方法や場所について、近隣市町村に要請するとともに、県対策本部と協議を行い、迅速な処理に努めます。

取組 2 町民・事業者に対する広報・啓発活動

① 広報・啓発

広報・啓発用のチラシ、ホームページ等を使って、生活排水処理の重要性や流域下水道、合併処理浄化槽の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信します。

また、行政区等と連携を図り、汚濁負荷の軽減について家庭・地域でできる対策について周知を図ります。

② 町民による公共空間の環境美化活動

道路、河川、公園など、町民にとって身近な公共空間の美化を促進するとともに、河川等へのごみの流出を防ぐため、ボランティアによる継続性をもって行われる環境美化活動を支援し、町民と町が協働して環境美化に取り組みます。

③ 環境教育・体験型学習会等の開催

町民に地域環境を保全することの大切さや、水辺に親しみ、河川美化の意識を高めてもらうため、施設の見学会、学習会を行い、公共下水道、合併処理浄化槽等を利用することによる環境保全や、日常生活における水質保全対策の大切さについて学習する機会を増やします。

④ 合併処理浄化槽の適正な維持管理

法定検査機関と連携して維持管理体制を整備します。なお、合併処理浄化槽を使用している世帯に対しては、浄化槽の定期的な保守点検・清掃及び法定検査の実施を促進します。また、既設単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換促進を図るための周知・啓発を行います。

4. 施策体系一覧



図 3-5 施策体系一覧



愛 川 町

第三次愛川町一般廃棄物処理基本計画
令和2年3月改定

発 行	愛川町
住 所	神奈川県愛甲郡愛川町角田251番地1
電 話	046-285-6947
FAX	046-286-5021
e-mail	kankyo@town.aikawa.kanagawa.jp